

要望書受付期間 2025 年 10 月 14 日（火）正午～2025 年 11 月 17 日（月）13：00

2026 年度 地球環境基金助成金 募集案内



独立行政法人

環境再生保全機構

Environmental Restoration and Conservation Agency

2026 年度の主な変更点

1. 応募団体要件の変更 (p6)

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人は、環境 NGO・NP0 への助成の趣旨を踏まえ、2026 年度以降法人税法上の非営利型法人の要件を満たすことが必要になります。応募時点で非営利型法人の要件を満たしていない場合は、2026 年 5 月に予定している交付申請書の提出までに非営利型に移行していることが交付決定の条件となります。
- (2) 任意団体は、助成対象経費の拡充等を踏まえ、「理事 2 名以上及び監事 1 名以上の設置」「役員会など意思決定を行うための組織及び権限について、定款等に定めていること」「理事の業務執行状況や財産状況等を監査するための監事の権限について、定款等に定めていること」を新たな要件として追加しております（いずれもロ案件は除く）。応募時点で要件を満たしていない場合は、経過措置として、2026 年 5 月に予定している交付申請書の提出までに要件を満たしていることが交付決定の条件となります。

2. 助成対象経費及び要望可能額の拡大等 (p14, p22)

- (1) 常勤人件費及び活動基盤強化費は助成期間中に助成終了後の活動の持続的発展や予算確保に向けた取組を推進していくことが重要であることから、2025 年度戦略プロジェクトから先行導入を行いました。2026 年度に全助成メニューに拡大します。それらに伴い、一部のメニューで要望可能額の上限を引きあげます。
- (2) 「国家公務員等の旅費制度」の改正に伴い、宿泊費の上限額が変更されます。

3. 活動基盤強化支援プログラムの創設 (p18)

本プログラムは、助成期間終了後も活動を自律的かつ持続的に継続・発展できるよう、助成団体が行う活動基盤強化に向けた取組を支援することを目的に創設するものであり、研修の受講と伴走支援の活用を通じて、「出口戦略」の設計と実行を目指し、活動基盤の構築に取り組みます。

4. 戦略プロジェクト（政策課題協働型）実行団体の募集 (p33)

戦略プロジェクト（政策課題協働型）代表団体と連携して活動に取り組む実行団体を募集します。なお、戦略プロジェクト（政策課題協働型）実行団体の採択は、代表団体が助成 2 年目に採択されることが前提となりますので、ご注意ください。

目 次

内容

1. 地球環境基金の概要	1
2. 地球環境基金助成金交付要望 募集要領（全メニュー共通事項）	5
(1) 要望書受付期間	5
(2) 要望後の流れ	5
(3) 応募団体要件	6
(4) 応募活動要件	7
(5) 活動対象地域	9
(6) 助成の対象となる期間	9
(7) 募集のメニュー（2026 年度新規又は 2025 年度から継続して助成金要望を行う団体）	9
(8) 募集のメニュー（2024 年度以前から継続して助成金要望を行う団体）	11
(9) 旧助成メニューから新助成メニューへの移行について	12
(10) 助成の対象となる経費	13
(11) 人件費の助成対象拡大について	15
(12) 活動基盤強化費について	16
(13) 活動基盤強化支援プログラムについて	18
(14) 助成対象経費及び要望可能額の拡充について	22
(15) 助成金支払いの手続き	23
(16) 海外の民間団体への助成（ロ案件）について	24
(17) その他	26
(18) 要望書の提出方法	27
3. 地球環境基金助成金交付要望 募集要領（戦略プロジェクト）	29
(1) 戦略プロジェクトの目的	29
(2) 戦略プロジェクトの概要	29
(3) ステークホルダー（SH）会合について	31
(4) 審査について	31
(5) 戦略プロジェクト（政策課題協働型）の募集内容	33
(6) 戦略プロジェクト（地域協働型）の募集内容	36

4. 審 査 方 針	37
5. 要望書作成のポイント	42
活動分野別 指標例	43

1. 地球環境基金の概要

(1) 地球環境基金創設の背景

1992年（平成4年）6月、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロにおいて「環境と開発に関する国連会議」（いわゆる「地球サミット」）が開催されました。この会議には世界中のほとんどの国（約180カ国）が参加し、100カ国以上の元首・首脳、約1万人に及ぶ政府代表者が出席する大規模な会議となりました。この席上、日本国政府は民間の環境保全活動に対し、資金的支援の仕組みを整備することを表明しました。地球サミットにおいては環境と開発に関するリオ宣言が出され、持続可能な開発を推進することとし、市民が環境問題に取り組むことの重要性が明らかにされました。

このような流れを受けて、当時の環境庁（現在の環境省）が中心となり、民間団体（NGO・NPO）による環境保全活動への資金の助成その他の支援を行うため、1993年（平成5年）5月、国と民間の拠出により地球環境基金が創設されました。

地球環境基金では、1993年度（平成5年度）から2024年度までに延べ6,139件、総額約200億円の助成を行うなど、NGO・NPOの環境保全活動を積極的に支援してきました。

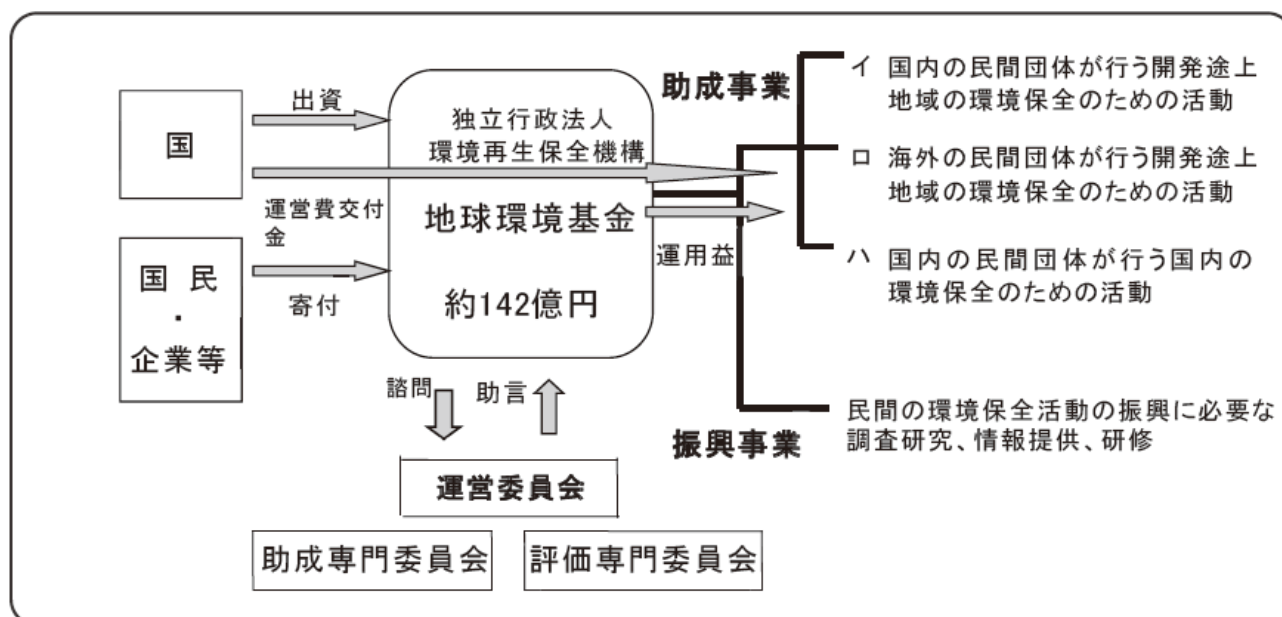
(2) 地球環境基金の仕組み

① 基本的な仕組み

地球環境基金は、国と民間の双方からの資金拠出に基づいて基金を設け、その運用益及び国からの運営費交付金を用いて、内外の民間の非営利団体（環境NGO・NPO）が行う環境保全活動への助成その他の支援を行っています。

② 地球環境基金事業の運営について

地球環境基金事業の実施にあたっては、学識経験者からなる地球環境基金運営委員会の助言を受けることとされています。運営委員会の下には、助成専門委員会と評価専門委員会が設けられており、助成専門委員会では助成事業についての審査方針や具体的な助成先などについて、また評価専門委員会では助成対象活動の評価について、専門的見地からの審議が行われています。



(3) 地球環境基金の目指す姿

地球環境基金は、創設 30 周年（2023 年）を機に、環境保全を通じた社会課題解決や地域づくりを行う環境 NGO・NPO の強化に向けた支援の充実を行い、環境・経済・社会の諸課題を統合的に解決していくことを新たな「ビジョン」にまとめ、そのために基金が果たすべき役割を「ミッション」として決めました。

地 球 環 境 基 金 の ビ ジ ョ ン

地球環境基金は、環境 NGO・NPO があらゆる主体と協働し、環境保全を通じた社会課題解決や地域づくりを行う活動を支援することで、持続可能な社会の実現に貢献します。

これからの社会は、市民一人ひとりの思いや志を、行動に変え、相互に密接に関連した環境・経済・社会の諸課題を統合的に解決することが大切です。

環境 NGO・NPO は、環境保全活動を通じて、市民一人ひとりの取り組みや声、行動を結びつけ、社会の共感を得ながらその取り組みの輪を広げ、社会課題解決や地域づくりにつなげるという、大きな役割が期待されています。

活動の輪の広がりや、それぞれ特有の生活、文化、経済を背景とした地域でのものから、多様な考え方や生活文化を持つ人々が関わる国際的、地球的規模のものまで、様々なレベルで必要となっています。その核となるべき環境 NGO・NPO の環境保全活動もまた、多様なものになることが期待されています。

地球環境基金は、国内外の情勢や社会の変化も踏まえながら、環境 NGO・NPO の自主性、自立性、多様性を尊重しつつ、他の支援組織や事業者、行政など多様な主体とパートナーシップを図り、その活動を支援することを通じて、私たちの将来の世代に、豊かに生きる基盤である地球を引き継ぐことができる、持続可能な社会の実現に貢献します。

環境 NGO・NPO の活動について

- ①環境 NGO・NPO の持続的な発展のための支援をします（活動の発展及び組織の成長支援）
- ②活動基盤の強化のための支援をします（活動基盤強化のための資金・非資金支援の充実）
- ③多様な主体との協働のための支援をします（行政・企業等との協働促進）
- ④地域の担い手や仕組づくりのための支援をします（環境保全を通じた地域基盤の整備）

1. 環境 NGO・NPO は、持続可能な社会づくりに向けた更なる貢献が期待されています。そのためには、環境 NGO・NPO の環境保全活動が持続的に発展するよう、さらに専門力、提案力、動員力、発信力などの活動基盤の強化を通じて組織が成長すること、また、各々が自主性、自立性、多様性を尊重しつつ、他の主体との協働を推進するなど、協力の輪を拡げていくことが重要です。その活動が充実するにつれて、市民から共感・信頼を得、活動がより大きくなり、環境、経済、社会の諸課題を統合的に解決していくことが期待されます。

そうした期待に応え、共感・信頼される環境 NGO・NPO が持続的に発展するよう、また、活動基盤の強化を通じて組織の成長につながるよう地球環境基金は支援の拡充を目指します。

2. 持続可能な社会には地域での取り組みが欠かせません。行政、事業者、他の支援組織など多様な主体とパートナーシップを築き、地域に貢献できる活動を創出するとともに、地域の担い手や仕組など、地域づくりに貢献できるよう地球環境基金は、環境 NGO・NPO を支援して参ります。

(4) 地球環境基金助成金の特徴

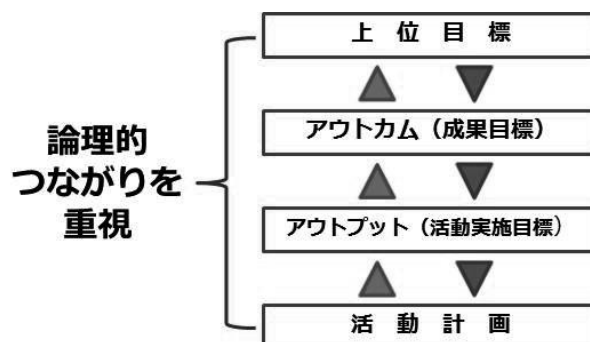
地球環境基金助成金は、民間団体が行う環境保全活動を資金面などで支援するもので、あらかじめ団体で設定した目標に沿って活動を計画・実施し、成果をあげていただくことで、地球環境保全に貢献することを目指します。

① アウトカム（成果）志向、戦略志向の助成金です

助成活動が目指す最終的に実現したい望ましい環境の状態の実現に向けて、活動計画が具体的かつ効果的に構成されていることを重視しています。すなわち、助成を受けた団体が論理的なつながり（ロジックモデル）に沿って活動を実施し、成果目標を達成することを地球環境基金は期待しています。

また、助成終了後も上位目標の達成に向けて活動が継続し自立するために、助成期間中から展望をもち計画に取り入れ、活動を実施することを求めています。

（ロジックモデルについて、詳しくは「5. 要望書作成のポイント」をご覧ください。）



② 助成活動の成果の向上のための評価制度があります

地球環境基金助成金は、活動の質の改善による助成活動の成果の向上及び地球環境基金助成事業の透明化を図ることを目的に、評価制度を導入しております。評価制度を通じて、地球環境基金助成事業実施による社会課題解決への寄与と、環境 NPO の成長や価値の向上を目指しております。具体的な評価制度の内容については以下をご参照ください。

○2025 年度より開始された助成活動における評価要領

<https://www.erca.go.jp/jfge/subsidy/organization/assessment/r07/index.html>

○2024 年度以前に開始された助成活動における評価要領

<https://www.erca.go.jp/jfge/subsidy/organization/assessment/index.html>

③ 主な原資は公的資金です

地球環境基金助成金は、基金の運用益に加えて国からの運営費交付金を財源としています。そのため、助成金の使途や成果に関する説明責任が地球環境基金と助成を受ける団体に求められています。また、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用を受けるため、助成金の支払いにあたっては原則として証拠書類の提出を求めており、助成終了後も一定期間保管しておく必要があります。

2. 地球環境基金助成金交付要望 募集要領（全メニュー共通事項）

(1) 要望書受付期間

新助成メニュー及び旧助成メニュー共通

2025 年 10 月 14 日（火）正午～同年 11 月 17 日（月）13:00

※要望書の提出はインターネット上の「地球環境基金助成金申請システム」で行ってください。

「地球環境基金助成金申請システム」<https://jfge.erca.go.jp>

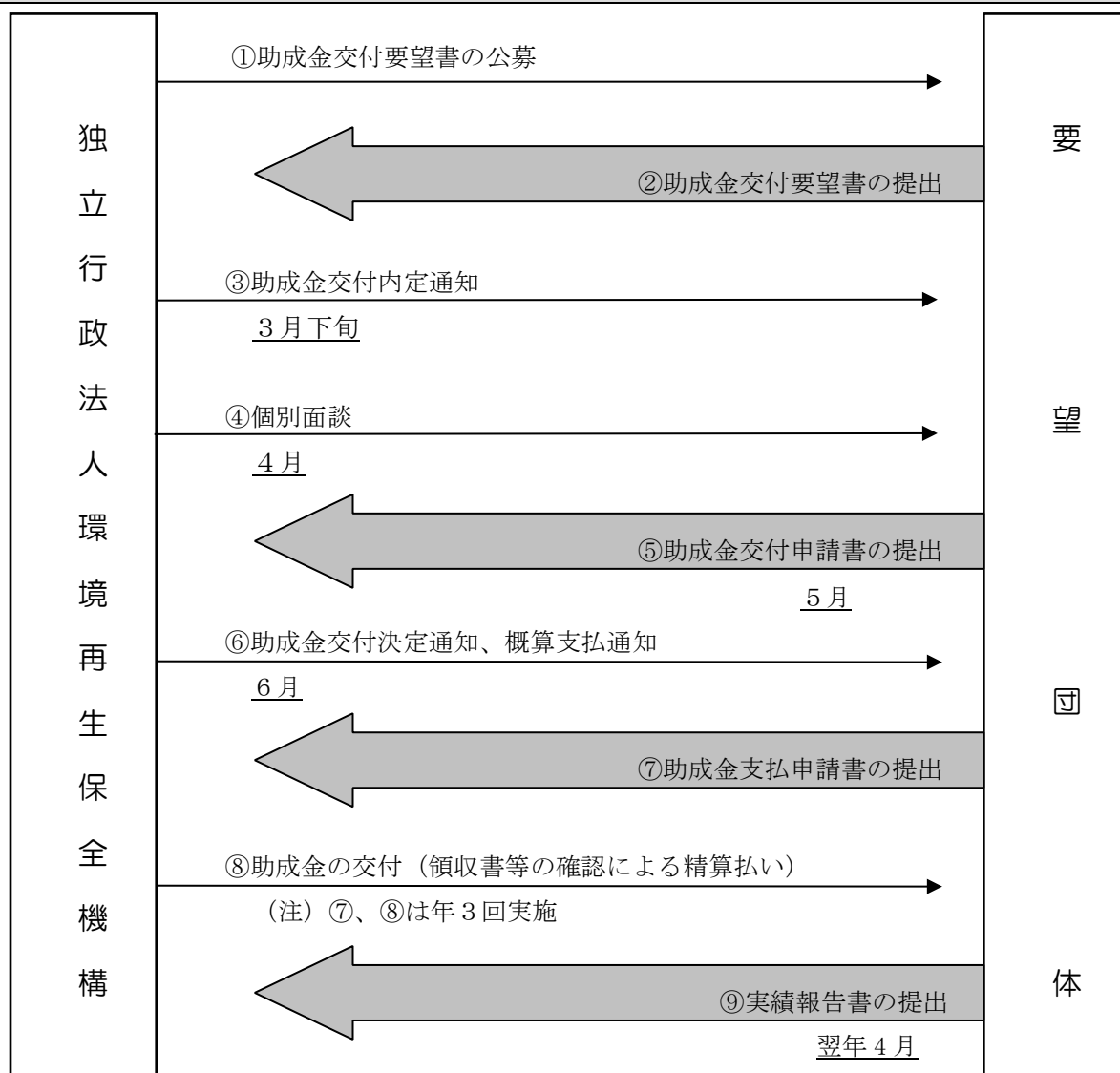
※上記の時間を過ぎると受付が出来なくなります。

提出の際は、時間に余裕をもって作業するよう心がけてください。

「地球環境基金助成金申請システム」での提出が難しい場合は、地球環境基金（裏表紙の問い合わせ先）までご相談ください。

当機構への郵送、持参、メールによる要望は原則受付できませんのでご注意ください。

(2) 要望後の流れ



(3) 応募団体要件

助成金の交付を受けることができる団体は、環境保全活動を行う民間の団体で、次のいずれかに該当するものとします。

- ① 特定非営利活動法人
- ② 公益社団法人、公益財団法人
- ③ 一般社団法人、一般財団法人

法人税法上の非営利型法人の要件を満たすこと。なお、応募時点で非営利型法人の要件を満たしていない場合は、2026年5月に予定している交付申請書の提出までに非営利型に移行することが交付決定の条件

④ 任意団体

法人格を有さず、営利を目的としない民間団体で、次の条件を全て満たすもの

ア. 定款、寄付行為に準ずる規約を有すること。

イ. 団体の意思を決定し、要望に係る活動を執行する組織及び自ら経理することができる会計組織を有していること。

ウ. 理事2名以上及び監事1名以上設置されていること。(ロ案件は除く)

エ. 役員会や監事の設置など意思決定を行うための組織及び権限について、定款等に定めていること(ロ案件は除く)

オ. 理事の業務執行状況や財産状況等を監査するための監事の権限について、定款等に定めていること(ロ案件は除く)

カ. 活動の本拠としての事務所を有していること。

※任意団体の応募要件の下線箇所は、新たに追加しました応募要件のため、応募時に要件を満たしていない場合は、経過措置として、2026年5月に予定している交付申請書の提出までに要件を満たすことが交付決定の条件になります。なお、本経過措置は2026年度助成金募集のみに適用され、2027年度以降の助成金募集では適用されません。

ただし、上記に該当する団体であっても、

- 1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団もしくはその統制下の団体と関係を有している場合。
- 2) 過去3年以内に本助成金交付事業又は他の補助、助成事業において、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に基づく交付決定の取消し、返還命令、罰則等の処分を受けたことがある場合、又は、当該処分を受けた際の団体の役員が、代表者又はこれに相当する者として含まれている場合は、助成の対象団体となりません。

(4) 応募活動要件

① 分野

活動の分野は、民間の非営利団体（NGO・NPO）が行う環境保全活動（脱炭素社会形成、生物多様性の保全、循環型社会の形成などの幅広い分野）を助成対象としています。

② 区分

活動の区分は、団体所在地及び活動地によって以下のように大別されます。

- ・イ案件：国内の民間団体による開発途上地域での環境保全のための活動
- ・ロ案件：海外の民間団体による開発途上地域での環境保全のための活動
- ・ハ案件：国内の民間団体による国内での環境保全のための活動

※開発途上地域での活動の場合は、対象地域での活動実績を有している必要があります。

※活動対象地域は、(5)活動対象地域（p.9）をご参照ください。

③ 形態

活動の形態は、以下の4種類に対し幅広く助成を行っています。

- a. 実践
- b. 知識の提供・普及啓発
- c. 調査研究
- d. 国際会議

※ なお、以下の活動につきましては、助成対象とはなりません。

- 1) 我が国又は相手国の行政機関の施策として行われる活動
- 2) 特定の事業者の事業上の利益のために行われる活動
- 3) 貸付、融資、出資、その他助成金の回収が見込まれる活動
- 4) 政治的又は宗教的宣伝を目的としていると認められる活動
- 5) 地球環境基金以外の国又は国の機関からの補助金、助成金、委託費（NGO連携無償資金協力、NGO事業補助金、JICA 草の根技術協力、子どもゆめ基金、福祉医療機構 WAM 助成、地域循環共生圏支援体制構築事業、など）を受けることとなる活動
- 6) 他の団体等への資金の補助、助成等を内容とする活動
- 7) その他民間団体が担うにふさわしくないと認められる活動

※ 法令遵守について

法令を遵守した活動を行ってください（海外での活動の場合は、活動国における法令も含む）。

また、活動国でNGO登録等許可が必要な活動を行う場合は、許可を取得してください。活動に許可が必要にもかかわらず得ていない場合など、法令違反が認められる場合には、助成は行いません。

活動分野の区分方法

活動分野		活動手段の例
生物多様性保全活動分野	a. 自然保護・保全・復元	・全国的に見て貴重な自然地域の保護のための活動 ・絶滅のおそれのある野生生物の保護のための生態調査 ・野生生物の生息地等の保全等の活動、渡り鳥の保護活動 ・外来生物対策、鳥獣保護管理のための活動等
	b. 森林保全・緑化	・全国的に見て貴重な森林の保全活動 ・砂漠地以外の山野・荒廃地の植林・緑化のための活動 ・二次的自然林、里山の保全活動等
	c. 砂漠化防止	・砂漠地とその周辺での植林緑化 ・適切な灌漑推進のための活動等
	d. 環境保全型農業等	・アグロフォレストリーの推進 ・自然農業技術の開発・利用の推進 ・棚田の保全のための活動等
e. 脱炭素社会形成・気候変動対策		・化石燃料からの脱却に資する取組（再生可能エネルギーの利用促進・転換、省エネルギーの普及、再生可能資源への転換※1等） ・温室効果ガスの排出抑制に向けた活動 ・気候変動への適応促進のための活動等（グリーンインフラ※2の導入、気候変化に応じた多様な品種作物・魚種等の利活用、熱中症対策、個人・コミュニティの適応行動の促進等）
f. 循環型社会形成		・廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の促進のための活動 ・廃棄物の適正処理及び不法投棄防止のための活動等
g. 大気・水・土壌環境保全		・成層圏オゾン層の保護、酸性雨対策等の大気汚染防止活動 ・河川湖沼等の水質汚濁防止、海洋環境保護、土壌汚染対策 ・有害化学物質対策の推進のための活動等
横断的活動分野	h. 総合環境教育	・持続可能な開発のための教育(ESD)の普及を図るための活動 ・環境意識の啓発と高揚等のための総合的な環境教育・学習の推進 ・環境教育を通じた環境保全活動を実践的に実施する人材の育成等
	i. 総合環境保全活動	・特定の分野ではない分野横断的な活動・仕組みづくり ・地域社会・企業・行政等の協働による環境配慮型まちづくり ・グリーン購入や環境ラベル等による環境配慮への取組 ・総合的な環境政策提言のための調査研究等
	j. 復興支援等	・災害の甚大な被害を受けた被災地における再生・復元・復興活動 ・気候変動リスクを踏まえた気候変動×防災、適応促進のための活動
k. その他の環境保全活動		・上記以外の環境保全活動

※1 再生可能資源：紙、植物などの再生可能な有機資源を原料とするバイオプラスチック等

※2 グリーンインフラ：自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用する取組。例えば、雨庭、遊水機能をもつ休耕田、水源涵養や防災機能を有する森林等

(5) 活動対象地域

日本国内、開発途上地域*¹

※ 開発途上地域の定義

開発援助委員会（DAC：Development Assistance Committee）による援助受取国・地域リストに明記されている国を指します。

（援助受取国・地域リストのアドレス）

<https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/topics/policy-sub-issues/oda-eligibility-and-conditions/DAC-List-of-ODA-Recipients-for-reporting-2024-25-flows.pdf>

(6) 助成の対象となる期間

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までの 1 年間

※ 2026 年度の活動であれば、2026 年 4 月 1 日から交付決定日までの活動も助成対象となります。

(7) 募集のメニュー（2026 年度新規又は 2025 年度から継続して助成金要望を行う団体）

応募する団体の活動ごとに、下記の助成メニューのいずれかを選んでください。

なお、審査の結果、応募した助成メニューと異なるメニューで採択される場合があります。

	通常助成	
	基礎型	発展型
概要	団体の創意工夫のもと、新たな環境保全活動に挑戦しようとするものを支援	団体の環境保全活動を定着させ、組織の成長と社会課題解決を目指していくものを支援
助成対象団体	助成活動関連分野における活動実績を 1 年以上有していること	
助成対象活動	- 新規性のある環境保全活動 - 活動の準備・基盤作りを行う活動 等	- 多様な主体との連携・協働を通じて、環境保全活動が発展するための仕組みづくり等に取り組む活動 - 調査や普及啓発など既存の環境保全活動をベースに、将来の社会的インパクトの創出に寄与する活動 - 国際会議を機に国内での取組の促進を行う活動 等
助成期間	1 年間	最大 3 年間
要望可能額	50 万円～200 万円	200 万円～800 万円
対象案件	イ・ロ・ハ案件	

	戦略プロジェクト	
	政策課題協働型（代表団体）	政策課題協働型（実行団体）
概要	政策課題について、市民社会に期待される活動と連携して取り組むものを支援	政策課題について、代表団体と連携して取り組むものを支援
助成対象団体	助成活動関連分野における活動実績を3年以上有していること	
助成対象活動	多主体と連携し、設定された政策課題の解決を目指す活動	2025年度戦略プロジェクト（政策課題協働型）代表団体に採択された団体と連携して行う活動
助成期間	最大5年間 （「フィージビリティ・スタディ～実践～自走」といったステージゲート方式を採用）	最大4年間
要望可能額	800万円～1,200万円（2年目～5年目）	200万円～800万円
対象案件	ハ案件	

※2026年度は戦略プロジェクト（政策課題協働型）代表団体の新規の募集は行いません。

	戦略プロジェクト	
	地域協働型	
概要	持続可能な地域づくりに向けた地域の担い手づくり、仕組づくりに取り組むものを支援	
助成対象団体	助成活動関連分野における活動実績を3年以上有していること	
助成対象活動	協働体制を構築し、地域課題解決に向けた地域の担い手づくりや仕組づくりを行う活動	
助成期間	最大5年間 （「フィージビリティ・スタディ～実践～自走」といったステージゲート方式を採用）	
要望可能額	200万円～800万円（1年目） 800万円～1,200万円（2～5年目）	
対象案件	ハ案件	

※1 LOVE BLUE 助成については、「募集案内（別冊）」をご覧ください。

※2 活動実績については、2026年4月1日時点での年数を基準とします。

※3 要望可能額は応募時に要望団体が提出する要望金額の範囲のため、内定額や内定後の交付決定額が要望可能額の下限を下回る可能性があります。

(8) 募集のメニュー（2024 年度以前から継続して助成金要望を行う団体）

	つづける助成	ひろげる助成
概要	地域に根ざすことなどを目指して始めた活動が継続し、持続的な活動へと定着することを支援	課題解決能力等に磨きをかけ、より効果的な活動の展開を実現し団体組織のステップアップを目指す支援
助成対象活動	・環境保全に資する活動 ・同種の環境保全活動を持続的に続けることを目指す活動 ・様々な主体と連携し、その後の発展を目指す活動	・環境保全活動に資する活動 ・団体にとって、新しい課題、分野、手法に取り組もうとする活動
助成期間	最大 3 年間	最大 3 年間
要望可能額	50 万円～300 万円	200 万円～800 万円
対象案件	イ・ロ・ハ案件	イ・ロ・ハ案件

	フロンランナー助成	プラットフォーム助成
概要	日本の環境 NGO・NPO が中心となり、市民社会に新たなモデルや制度を生み出すための支援	日本の環境 NGO・NPO が他の NGO・NPO などと横断的に協働・連携し特定の環境課題解決のために大きな役割を果たすことを目指す支援
助成対象活動	新たな価値や制度を創造しようとする環境保全活動	様々な団体が連携・協働することで、環境課題解決のため連携基盤を確立し、取り組む環境保全活動
助成期間	原則 3 年間	最大 3 年間
要望可能額	600 万円～1,200 万円	200 万円～800 万円
対象案件	イ・ハ案件	イ・ハ案件

※1 LOVE BLUE 助成については、「募集案内（別冊）」をご覧ください。

※2 要望可能額は応募時に要望団体が提出する要望金額のため、内定額や内定後の交付決定額が要望可能額の下限を下回る可能性があります。

(9) 旧助成メニューから新助成メニューへの移行について

現在、助成活動を継続中の団体におかれましては、現在の助成メニューが終了するまで活動を継続して要望できます。ただし、前年度の活動状況に懸念がある場合や要望活動の内容が大きく変わっている場合は、審査の結果不採択となることがあります。現在の助成メニューの活動の途中でも、新助成メニューに応募することが可能ですが、その場合は新たな案件として審査の対象となります。

また、以下の要件の通り、地球環境基金の助成要件により、要望できない場合がございますので、あらかじめご確認ください。

- ① ひろげる助成を連続して6年間受けた団体は、助成終了後2年間は要望することができません。ただし、戦略プロジェクトへの要望は可能です。
- ② フロントランナー助成を連続して5年間受けた団体は、助成終了後2年間は要望することができません。ただし、戦略プロジェクトへの要望は可能です。
- ③ ひろげる助成を3年間受けた後に連続して通常助成（発展型）を3年間受けた団体は、助成期間を通算し、その後2年間は要望することができません。ただし、戦略プロジェクトへの要望は可能です。
- ④ 通常助成（発展型）を連続して6年間受けた団体は、助成終了後2年間は要望することができません。ただし、戦略プロジェクトへの要望は可能です。
- ⑤ 戦略プロジェクトは、助成期間5年間終了後も、引き続き要望可能です。

＜旧助成メニューの移行について＞

旧助成メニュー、新助成メニュー併存期間		新助成メニュー期間
2025 年度	2026 年度	2027 年度
つづける助成（2 年目）	つづける助成（3 年目）	（新助成メニュー要望可能）
つづける助成（3 年目）	（新助成メニュー要望可能）	
ひろげる助成（2 年目）	ひろげる助成（3 年目）	（新助成メニュー要望可能）
ひろげる助成（3 年目）	（新助成メニュー要望可能）	

＜助成金要望不可団体の対象について＞ ※戦略P=戦略プロジェクト

旧助成メニュー、新助成メニュー併存期間		新助成メニュー期間				
2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	2031 年度
ひろげる助成（5 年目）	ひろげる助成（6 年目）	要望不可期間 ※戦略Pへの要望は可能。		（要望可能）		
ひろげる助成（6 年目）	要望不可期間 ※戦略Pへの要望は可能。		（要望可能）			
フロントランナー助成（5 年目）	要望不可期間 ※戦略Pへの要望は可能。		（要望可能）			
ひろげる助成（3 年目）	通常助成（発展型）（1 年目）	通常助成（発展型）（2 年目）	通常助成（発展型）（3 年目）	要望不可期間 ※戦略Pへの要望は可能。		（要望可能）
通常助成（発展型）（1 年目）	通常助成（発展型）（2 年目）	通常助成（発展型）（3 年目）	通常助成（発展型）（4 年目）	通常助成（発展型）（5 年目）	通常助成（発展型）（6 年目）	応募不可期間（～2032 年度） ※戦略Pへの要望は可能。
	戦略P（1 年目）	戦略P（2 年目）	戦略P（3 年目）	戦略P（4 年目）	戦略P（5 年目）	（要望可能）

(10) 助成の対象となる経費

地球環境基金の助成金は、民間団体が自主的、主体的に行う環境保全活動に対し、その活動のために直接必要な経費及び活動の基盤構築に係る経費の一部を助成するものです。助成の対象となる経費は下記をご参照ください。

なお、2026 年度以降、全助成メニューを対象に助成対象経費が拡大（常勤職員への賃金助成及び活動基盤強化費の導入）されますので、2025 年度以前から継続して要望される団体につきましては、「(14) 助成額及び対象経費の拡充について」もあわせてご確認ください。

※「上限」とは、助成金として要望できる上限を指し、活動基盤強化費を含めた上限となります。活動基盤強化費に関する詳細は「(12)活動基盤強化費について」をご確認ください。

区 分	経 費	内 容
① 賃金	アルバイト賃金 常勤職員賃金	○団体と雇用関係にあり、助成活動を推進する役職員に係る賃金 （通常助成：助成対象経費区分「①賃金」の合計額が助成金要望額の 40%上限） （戦略プロジェクト：助成対象経費区分「①賃金」の合計額が助成金要望額の 50%上限） ※代表者及び監事の賃金は原則対象外 ○ロ案件代理人のアルバイト賃金（年間上限：36 万円）
② 謝金	謝金	○講師・専門家等への謝金（上限：20,000 円/日） ○原稿執筆謝金（上限：2,400 円/1 ページ（400 字詰め原稿用紙）） ※団体の有給の役職員への謝金は助成対象外であるが、無給の場合には講師謝金総額の 50%以内にて申請可能。
③ 旅費	交通費	○航空運賃（エコノミークラス） ○鉄道・バス・船舶等の運賃 ○ガソリン代金、車両借料、駐車料金 ○空港使用料等
	宿泊費	○宿泊費（食費・日当・手当は対象外） ※上限額は p14 の通り
	その他	○高速道路料金、ビザ・パスポート発行料、旅行保険料等
④ 物品・ 資材購入費	物品・資材購入費（要望金額の 50%以内）	○機材購入費・資材購入費・書籍購入費
⑤ 借損料・ 役務費	借損料	○会場費 【国内：200,000 円/日（上限） 海外：50,000 円/日（上限）】 ○機材借料
	役務費	○通訳料 【同時通訳：80,000 円/人日 逐次通訳：45,500 円/人日（上限）】 ○翻訳料 【日本語訳：5,000 円/頁 その他語訳：8,000 円/頁（上限）】 ○印刷費
	外部委託費 （要望金額の 50%以内）	○調査等業務委託費 ○建築物の工事費 ○設備等の設営費
⑥ 事務管理費 （①～⑤の合計 額の 10%以内）	管理費	○事務用品費・通信費・郵送費・手数料

宿泊費の上限

・国内

都道府県	上限額	都道府県	上限額	都道府県	上限額	都道府県	上限額
北海道	13,000 円	東京都	19,000 円	滋賀県	11,000 円	香川県	15,000 円
青森県	11,000 円	神奈川県	16,000 円	京都府	19,000 円	愛媛県	10,000 円
岩手県	9,000 円	新潟県	16,000 円	大阪府	13,000 円	高知県	11,000 円
宮城県	10,000 円	富山県	11,000 円	兵庫県	12,000 円	福岡県	18,000 円
秋田県	11,000 円	石川県	9,000 円	奈良県	11,000 円	佐賀県	11,000 円
山形県	10,000 円	福井県	10,000 円	和歌山県	11,000 円	長崎県	11,000 円
福島県	8,000 円	山梨県	12,000 円	鳥取県	8,000 円	熊本県	14,000 円
茨城県	11,000 円	長野県	11,000 円	島根県	9,000 円	大分県	11,000 円
栃木県	10,000 円	岐阜県	13,000 円	岡山県	10,000 円	宮崎県	12,000 円
群馬県	10,000 円	静岡県	9,000 円	広島県	13,000 円	鹿児島県	12,000 円
埼玉県	19,000 円	愛知県	11,000 円	山口県	8,000 円	沖縄県	11,000 円
千葉県	17,000 円	三重県	9,000 円	徳島県	10,000 円		

- ・海外 「国家公務員等の旅費支給規程 別表第二 宿泊費基準額（第十三条関係） 二 外国」における「職務の級が十級以下の者」に記載の上限額

<https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50000040045>

次に掲げるような経費は、助成の対象となりませんのでご注意ください（助成金交付要綱第3条）。

- ①個人又は団体に贈与される寄付金、義援金及び贈呈品等
- ②飲食に係る経費

(11) 人件費の助成対象拡大について

助成期間中に助成終了後の活動の持続的発展や予算確保に向けた取組を推進していくことが重要であることから、2025 年度以降雇用形態を問わず助成活動に係る人件費を助成対象としました。2025 年度は「戦略プロジェクト」から先行導入し、2026 年度以降全メニューに導入します。

<新助成メニュー>

メニュー名	項目	2025 年度（現行）	2026 年度～
通常助成 （基礎型・発展型）	常勤職員賃金	助成対象外	雇用形態にかかわらず、助成対象経費区分「①賃金」の合計額が助成金要望額の40%以内
	アルバイト賃金	上限 1,200 円/時間 助成金要望額 400 万円以下：115 万円 助成金要望額 400 万円超～600 万円以下：172 万円	
戦略プロジェクト （政策課題協働型） 代表団体	常勤職員賃金、アルバイト賃金	雇用形態にかかわらず、助成対象経費区分「①賃金」の合計額が助成金要望額の 50%以内	
戦略プロジェクト （地域協働型）			
戦略プロジェクト （政策課題協働型） 実行団体	常勤職員賃金、アルバイト賃金		雇用形態にかかわらず、助成対象経費区分「①賃金」の合計額が助成金要望額の 50%以内

<旧助成メニュー>

		2025 年度（現行）	2026 年度
旧助成メニュー （若手 PL 除く）	常勤職員賃金	助成対象外（若手 PL 除く）	雇用形態にかかわらず、 助成対象経費区分「①賃金」の合計額が助成金要望額の 40%以内
	アルバイト賃金	上限 1,200 円/時間 助成金要望額 400 万円以下：115 万円 助成金要望額 400 万円超～800 万円以下：172 万円 助成金要望額 800 万円超：230 万円	
旧助成メニュー （若手 PL）	若手プロジェクトリーダー活動推進費	アルバイト賃金との合計額が要望額の 50%以内かつ 360 万円以内 （若手 PL 担当者の賃金を必ず含めること）	

※1 常勤・非常勤（アルバイト）の定義は以下の通りです。

常勤：要望団体と雇用関係にあり、週 4 日ないし月 15 日以上の出勤で、週 32 時間以上勤務している者。

非常勤：上記の定義にあたらない者。

※2 ロ案件の代理人アルバイト賃金も 2026 年度以降、上限 1,800 円/時のルールは撤廃されますが、代理人アルバイト賃金の年間累計額上限 36 万円は継続されます。

(12) 活動基盤強化費について

①活動基盤強化について

活動基盤強化とは、助成活動を持続的に発展させ、環境 NGO・NPO 自体も成長させるための、助成活動の土台となる体制を強化させる取組のことです。助成活動の実施に係る直接的な経費とは異なり、助成終了後も団体内にノウハウ等が蓄積されるものであり、得られたノウハウ等をもとに助成活動が発展していくことが期待されます。

1) 助成活動を運営する「スタッフの人材育成」への取組

(例)

- ・助成事業を推進するためのプロジェクトマネジメントに関する研修受講
- ・助成活動で開発する商品のマーケット分析のための業界研究手法の習得 等

2) 助成団体の「活動体制の構築」への取組

(例)

- ・第三者のアドバイザー等を通じた助成活動の客観的な強みや課題等のレビュー
- ・必要なスキルを補うプロボノサービスの利用や財源の多様化に向けたファンドレイジングの実施のための専門家への相談
- ・他セクターとのネットワーキングイベントの出席 等

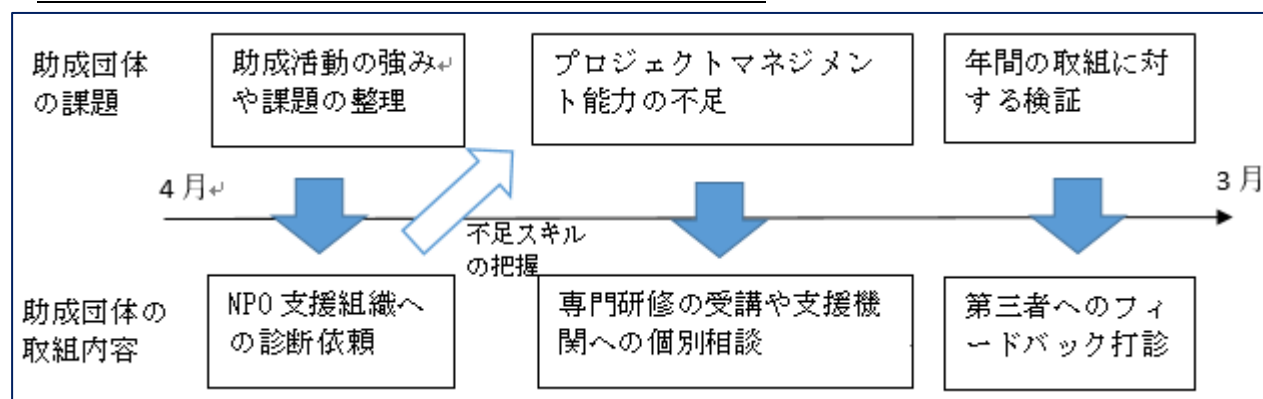
②活動基盤強化費の創設目的

助成活動期間中のみならず、助成活動終了後も助成事業が継続し、環境 NPO の組織を発展させていくために、活動経費のみならず活動の基盤強化に資する経費も助成対象とします。具体的には上記の(例)のような助成事業の基盤構築のための取組であり、それらに要する経費を助成対象とします。

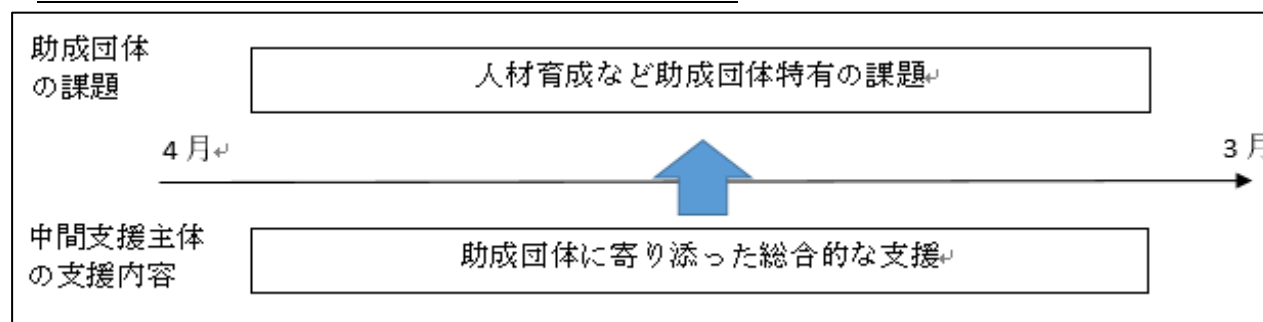
③活動基盤強化への取組方法

活動基盤強化を実施する場合は、必ずしも助成期間の全期間にわたって取り組む必要はなく、団体の活動状況に応じて必要な期間に実施してください。具体的には以下のような例をご参考になさってください。

<個別の課題に対して取組が必要な時期に対策を講じる場合>



<年間を通じて中間支援主体等の支援機関と連携する場合>



④活動基盤強化の対象経費

活動基盤強化費を計上する場合は、「要望書その3－2[活動予算活動別内訳]」において、関連する活動項目（活動1～活動3）の箇所に通常の活動経費と分けて記載ください。具体的な記載方法は要望書提出マニュアル【詳説版】をご覧ください。要望する助成メニューの要望可能額の範囲内で、経費区分項目「①賃金」～「⑥事務管理費」全ての項目で計上可能です。

項目	経費内容（例）
① 賃金	活動基盤強化に取り組むための職員（アルバイト含む）の賃金
② 謝金	アドバイザーや中間支援主体等の支援機関への謝金
③ 旅費	活動基盤強化に係るセミナーの出席旅費やアドバイザーの訪問旅費等
④ 物品・資材購入費	ノウハウ習得のための書籍購入費等
⑤ 借損料・役務費	アドバイザーや中間支援主体等への委託料等
⑥ 事務管理費	活動基盤強化に取り組むうえで必要な事務用品費・通信費等

（留意点）

- ・活動基盤強化費は全助成メニュー対象で、要望額合計の1割が上限になります。
- ・いずれの助成メニューも活動基盤強化への取組は任意となります。
- ・審査方針「持続可能性」（p37）に記載の通り、適切な課題把握のもと活動基盤強化へ取り組む意向がある場合は、審査の加点要素となります。
- ・各経費の上限額等につきましては「(10) 助成の対象となる経費」と同様です。また、上限額が設定されている経費項目は活動経費と活動基盤強化費を合算したうえでの上限額となります。

<参考：活動基盤強化費を活用する場合の経費積算例>

経費項目	経費内容	金額	備考
① 賃金	活動経費	2,500 千円	要望金額の 40%以内 ※戦略プロジェクト は 50%以内
	活動基盤強化費	200 千円	
	賃金計	2,700 千円	
② 謝金	活動経費	150 千円	
	活動基盤強化費	50 千円	
	謝金計	200 千円	
③ 旅費	活動経費	2,300 千円	
	活動基盤強化費	350 千円	
	旅費計	2,650 千円	
④ 物品・資材購入費	活動経費	50 千円	物品・資材購入費計 は要望金額の 50%以内
	活動基盤強化費	0 千円	
	物品・資材購入費計	50 千円	
⑤ 借損料・役務費	活動経費	1,000 千円	外部委託費は要望金 額の 50%以内
	活動基盤強化費	50 千円	
	借損料・役務費計	1,050 千円	
⑥ 事務管理費	活動経費	300 千円	事務管理費計は①～ ⑤の合計額の 10%以 内
	活動基盤強化費	50 千円	
	事務管理費計	350 千円	
活動費合計		6,300 千円	
活動基盤強化費合計		700 千円	要望額合計の 1 割上限
要望額合計		7,000 千円	助成メニューの要望 可能額の範囲内

<活動基盤強化費の要望書への記載方法>

記載様式	記載内容
要望書その3-2[活動予算活動別内訳]	通常の活動経費及び活動基盤強化費を両方記載し、内訳に活動費と活動基盤強化費を別項目として計上してください。

※具体的な記載方法は要望書提出マニュアル【詳説版】をご確認ください。

<https://www.erca.go.jp/fgfe/subsidy/application/entry/index.html>

(13) 活動基盤強化支援プログラムについて

本プログラムは、「(12)活動基盤強化費について」に記載の通り、助成団体が活動基盤強化の取組をより充実させ、助成活動の体制強化を図るために創設するプログラムであり、助成開始年度から終了年度まで以下の2つの支援を両輪で行います。

非資金支援（振興事業）：年間3回の「活動基盤強化研修」を通じたノウハウ等の蓄積

資金支援（助成事業）：活動基盤強化の取組充実に向けた「伴走支援費」の助成

活動基盤強化の取組を行うにあたり、助成団体の内部だけで検討を進めるのではなく、多様で客観的な視点をもつ第三者や他の助成団体の取組から継続的に学ぶことが重要です。本プログラムでは、これらの研修の受講と伴走支援組織による伴走支援の活用を通じて、プログラムを受講する各助成団体は助成期間終了後にも活動を持続発展的に継続できるようになるための「出口戦略」の設計と実行を目指し、活動基盤の構築に取り組んでいただきます。

本プログラムの参加を要望する場合は、次項の要件等を満たすことを確認のうえ、「活動基盤強化支援プログラム要望書」に必要事項を記入し、助成金交付要望書とあわせて提出してください。

<注意事項>

- ・地球環境基金助成金の対象活動に採択された場合でも、「活動基盤強化支援プログラム」の要望が不採択となる場合があります。
- ・伴走支援組織は要望書提出時点で必ずしも決まっている必要はありません。決まっていない場合は、助成金内定後、地球環境基金担当者と伴走支援組織の検討状況について相談を行います。

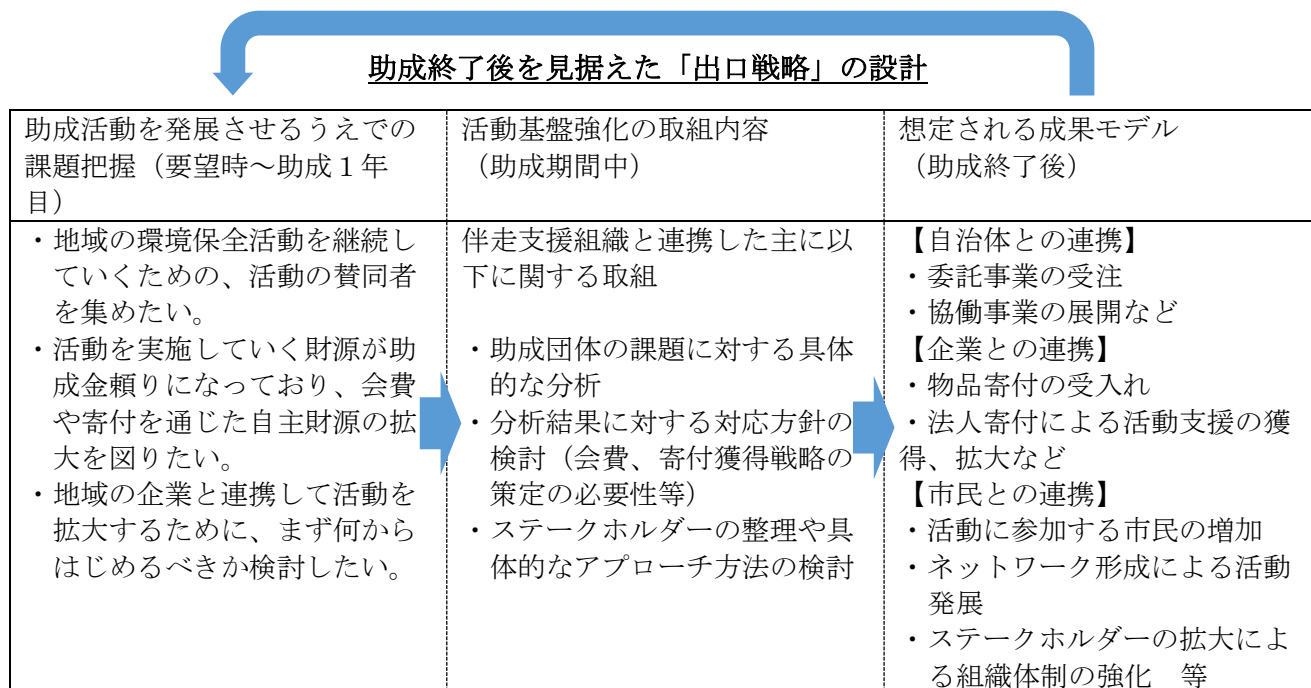
用語	本プログラムにおける考え方
活動基盤強化	助成活動を持続的に発展させ、環境NGO・NPO自体も成長させるための、助成活動の土台となる体制を強化させる取組(p16-p17)
活動基盤強化費	活動基盤強化の取組に係る経費(p16-p17)
活動基盤強化研修	活動基盤強化支援プログラムの一環として、本プログラムに採択された助成団体を対象に、活動基盤強化の充実を目的として環境再生保全機構（ERCA）が実施する研修
伴走支援	助成団体の活動基盤における課題や課題解決の方向性に対して、第三者の多様で客観的な視点を取り入れたうえで助成団体と協働しながら行う人的支援
伴走支援組織	伴走支援を行う組織であり、助成団体が選定。具体的にはNGO・NPO支援機関やNGO・NPOの活動運営の専門家組織等。なお、伴走支援組織は「活動基盤強化研修」に関する助成団体からの共有も踏まえて、必要に応じて支援戦略に反映する必要があります。
伴走支援費	伴走支援組織が提供する支援に対して、助成団体が伴走支援組織に支払う経費（謝金や外部委託費、旅費等）
出口戦略	助成終了後の活動の持続的発展に向けた戦略

①プログラム対象、要件等

- 1) プログラム対象団体数 5 団体程度 ※審査の上決定します
- 2) 重点取組課題

2026 年度から開始する本プログラムでは、自治体や企業、NPO・NGO、教育機関等との多主体協働を通じた「出口戦略」の設計と実行を活動基盤強化における重点取組課題として位置づけます。具体的には、以下のような様々な活動基盤強化への取組を対象とし、助成団体が多主体協働による成果創出を目指すうえでの「出口戦略」の設計と実行を支援します。

< 伴走支援組織と連携した活動基盤強化への取組（例） >



3) 要望活動の要件

ア. 2026 年度から新規に要望する活動

イ. イ案件又はハ案件の助成活動であり、助成メニューは 3 年計画の「通常助成（発展型）」

4) 要望団体の要件

ア. 年間 3 回の研修に助成活動の事業責任者（意思決定権を持つ担当者）を含む 2 名以上が参加できる団体

イ. 3 年間の活動基盤強化支援プログラムに、組織として取り組む意欲がある団体

ウ. 活動基盤強化支援プログラムへの参加について組織内で一定の合意ができていること

エ. 活動基盤強化に対し、団体として責任をもって対応することができること

なお、助成活動実施期間中の対象者の変更は、原則認めません。

②伴走支援費の要望について

伴走支援費の要望可能額は以下の通りです。伴走支援組織の選定は原則助成団体が実施します。

助成 1 年目： 上限 50 万円 助成 2 年目及び助成 3 年目： 上限 150 万円

③本プログラムへの要望書の提出方法について

本プログラムに要望する団体は、助成金交付要望書等に加えて、「活動基盤強化支援プログラム要望書」を提出する必要があります。「活動基盤強化支援プログラム要望書」に、活動基盤強化に取り組むにあたり必要となる伴走支援費について 50 万円（助成 1 年目）を上限に記載してください。

活動基盤強化研修に係る旅費交通費等は助成金（活動経費）からの支出対象に含みます。

＜活動基盤強化支援プログラムに係る要望可能額（1年目）や要望書の提出方法等について＞

	要望可能額（1年目）	要望書の提出方法	注意事項
伴走支援費	上限：50万円 「通常助成（発展型）」の要望可能額にかかわらず、最大50万円まで要望可能※1。	「活動基盤強化支援プログラム要望書」※2に必要事項を記入の上、地球環境基金助成金申請システムにアップロード	「活動基盤強化支援プログラム要望書」に要望額を記載すれば、助成金交付要望書本体への要望額の記載は不要※1。
研修参加に係る費用	旅費交通費等に係る実費。助成金（活動経費）からの支出対象。	助成金交付要望書の「要望書その3－2〔活動予算活動別内訳〕活動評価等」に記載。	

※1 伴走支援費の要望に関する具体的な例は以下の通りです。

＜伴走支援費を要望する場合の助成金要望例＞

費目（大項目）	費目（小項目）	要望額	要望可能額	要望書類の提出方法
助成活動費	活動経費	702万円		助成金交付要望書に通常助成（発展型）の要望可能額の範囲内で要望額を記載したうえで提出 （研修参加に係る費用は活動経費から支出）
	活動基盤強化費	78万円	要望額小計の1割上限。	
	要望額小計	780万円	通常助成（発展型）の要望額の範囲内	
伴走支援費		40万円	50万円上限（1年目）	「活動基盤強化支援プログラム要望書」に50万円を上限に要望額を記載したうえで提出
要望額合計		820万円	通常助成（発展型）の要望上限額を超えているが、要望可能。	

※2 「活動基盤強化支援プログラム要望書」は地球環境基金ホームページまたは「地球環境基金助成金申請システム」（要望書受付開始以降）よりダウンロードできます。

<https://www.erca.go.jp/jfge/subsidy/application/entry/index.html>

④活動基盤強化研修の受講について

本プログラムを受ける団体は「活動基盤強化研修」を受講いただきます。研修内容については下記の通り予定しておりますが、今後プログラムが変更になる可能性があります。

また、研修は全て1日間の日程で、会場は神奈川県川崎市近郊を予定していますが、社会情勢等に応じて、オンラインによる開催となる場合がございます。その他、研修に関する書類や定期的な報告書の提出があります。

	通年の目的	第1回（7月）	第2回（10月）	第3回（1月）
1年目	助成活動終了後の「出口戦略」の検討（計画づくり）	中期事業計画もしくはロジックモデルの策定	ロジックモデルの改善、様々な出口戦略の考え方の理解と事例紹介	出口戦略の検討結果の発表（2年目に向けて）
2年目	「出口戦略」の実行に向けた、活動基盤強化の開始（組織体制づくり）	活動基盤強化に向けた自己診断・課題分析	役割分担と内部体制の整備（運営マニュアルや業務設計等）	中間成果の共有会＋3年目に向けた準備
3年目	「出口戦略」の実行に向けた、活動基盤強化の本格化（プロトタイピング/テストマーケティングの実施）	プロトタイピングの事例と実践準備	実施状況のモニタリングと改善方法	出口戦略の成果報告と公開発表会

<注意事項>

研修の出席・受講状況及びその他の事情により、助成期間中であっても活動基盤強化支援プログラムの採択を取り消す場合があります。

⑤プログラム全体の実施スケジュール（予定）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年目	研修				第1回研修	事後課題		第2回研修	事後課題		第3回研修		
	伴走支援								個別相談			団体内勉強会等	
	助成関連								次年度要望書応募期間			次年度伴走支援の内容相談	
2年目 3年目	研修				第1回研修	事後課題		第2回研修	事後課題		第3回研修		
	伴走支援	伴走支援（内容や頻度・回数は団体による）											
	助成関連								次年度要望書応募期間			次年度伴走支援の内容相談	

(14) 助成対象経費及び要望可能額の拡充について

「(11)人件費の助成対象拡大について」、「(12) 活動基盤強化費について」の通り、2026 年度以降、助成対象経費が拡充することから、それにあわせ一部のメニューで要望可能額が拡充します。

<新助成メニュー（2025 年度～）>

メニュー名称		2025 年度（現行）	2026 年度～
通常助成	基礎型	要望可能額：50 万円～200 万円 常勤職員賃金：対象外 活動基盤強化費：対象外	要望可能額：50 万円～200 万円 常勤職員賃金： <u>対象</u> 活動基盤強化費： <u>対象</u> （任意）
	発展型	要望可能額：200 万円～ <u>600 万円</u> 常勤職員賃金：対象外 活動基盤強化費：対象外	要望可能額：200 万円～ <u>800 万円</u> 常勤職員賃金： <u>対象</u> 活動基盤強化費： <u>対象</u> （任意）

<旧助成メニュー（～2026 年度）>

メニュー名称	2025 年度（現行）	2026 年度
つづける助成	要望可能額：50 万円～300 万円 常勤職員賃金：対象外 活動基盤強化費：対象外	要望可能額：50 万円～300 万円 常勤職員賃金： <u>対象</u> 活動基盤強化費： <u>対象</u> （任意）
ひろげる助成	要望可能額：200 万円～ <u>600 万円</u> （※） 常勤職員賃金：対象外 活動基盤強化費：対象外	要望可能額：200 万円～ <u>800 万円</u> 常勤職員賃金： <u>対象</u> 活動基盤強化費： <u>対象</u> （任意）
フロントランナー助成	要望可能額：600 万円～1,200 万円 常勤職員賃金：対象外 活動基盤強化費：対象外	要望可能額：600 万円～1,200 万円 常勤職員賃金： <u>対象</u> 活動基盤強化費： <u>対象</u> （任意）
プラットフォーム助成	要望可能額：200 万円～800 万円 常勤職員賃金：対象外 活動基盤強化費：対象外	要望可能額：200 万円～800 万円 常勤職員賃金： <u>対象</u> 活動基盤強化費： <u>対象</u> （任意）

※ひろげる助成（ロ・ハ案件）の場合。ひろげる助成（イ案件）は 200 万円～800 万円。2026 年度は全案件共通で要望可能額は 200 万円～800 万円。

(15) 助成金支払いの手続き

- ① 精算払い：原則
- ② 一部概算払い：審査を通過した場合
(助成金交付要綱第 12 条)

地球環境基金の助成金は原則「精算払い」となります。ただし、一定の事務処理の能力・体制を有しており、団体への概算払いの必要性がある場合は、交付申請額の 50%を上限に概算払いを希望することができます。対象となる団体には、助成金交付内定通知の際に合わせて連絡いたします。

概算払いによる助成を認められた団体は、第 1 回支払申請の際に、必ず支払申請を行ってください。また、年間の執行金額が概算支払額に満たない場合は、地球環境基金へ返金いただきます。

精算払い方式では、活動を開始し、その過程で発生した費用に係る証拠書類の写しを提出し、地球環境基金の確認後助成金が支払われます。したがって、活動初期に必要な資金は団体自身で別途ご用意いただく必要があります。

なお、助成活動で行うセミナー等において参加者から費用を徴収することは可能です。ただし、活動の遂行により生ずる収入金（徴収した参加費等）は、「自己資金」として助成活動に充当してください（助成対象外の費用などに充当）。

地球環境基金助成金は、補助金等適正化法が適用されます。

地球環境基金助成金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用を受けるため、支払いにあたり提出いただいた証拠書類が助成対象費目であること、また、日付・支払内容・支払先・額面・算出根拠などが読み取れる資料の提出をいただくなど厳密な審査が求められます。なお、一部概算払いの場合であっても、精算の際に証拠書類の提出は必須となります。

(独立行政法人環境再生保全機構法第 11 条)

(16) 海外の民間団体への助成（ロ案件）について

① ロ案件対象助成メニュー

海外の民間団体への助成（ロ案件）につきましては、以下の助成メニューが対象となります。

- 1) 通常助成（基礎型）
- 2) 通常助成（発展型）
- 3) つづける助成
- 4) ひろげる助成

② 代理人の役割

海外の民間団体の応募にあたっては、何らかの形で環境保全活動に関わる個人・法人を「代理人」に選出し、選任代理人を通して要望、申請等の手続きを行っていただく必要があります。

③ 代理人の資格・用務・経費

ア. 代理人の資格

代理人は、次の 1) あるいは 2) を満たす者としてします。

- 1) 日本国籍、あるいは日本国の永住許可を取得した外国籍の個人であり、円建てで入金できる日本国内の口座を有する者（日本在住であることは必須条件ではありません。）
- 2) 日本国内に主たる事務所を有する法人。

また、1) 2) のいずれにおいても、以下の要件を満たしていることが必要です。

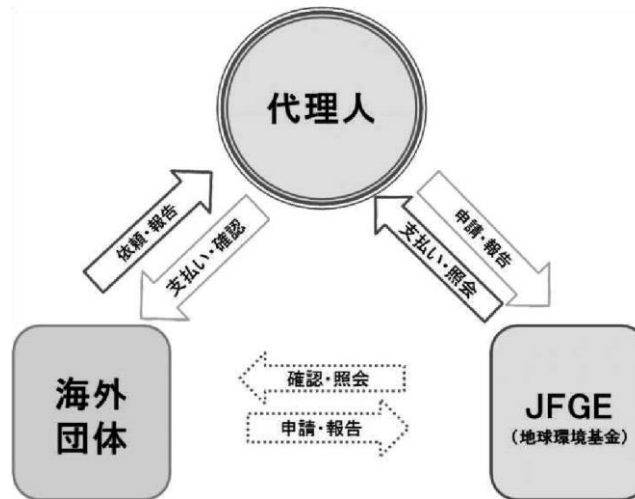
- 3) i 助成を要望する海外の民間団体の環境保全活動に関わった実績を有していること
ii 現地語等で応募する海外の民間団体と意思疎通ができること

イ. 代理人の用務

提出した案件が採択になりますと当該助成対象活動が終了するまで、代理人は業務分担図に示されるように活動団体と地球環境基金との連絡調整役になって頂き、また活動団体に対し適宜、指導を行っていただきます。具体的には、次の用務を果たしていただくことになります。

- 1) 各種申請・報告書類の日本語での作成及び提出
- 2) 必要書類に関する基金からの問い合わせ対応、及び団体への取り次ぎ
- 3) 助成活動の進捗管理及び現地指導
- 4) 3) の用務に要する現地渡航（原則 1 名）
- 5) 助成金の現地への送金
- 6) 個別相談、中間コンサルテーション（助成 2 年目）及び活動共有会（助成 3 年目）への参加

〈ロ案件業務分担図〉



各種申請・報告書類に関わる連絡調整（提出・照会・修正等）は海外団体・代理人・地球環境基金の3者で行いますが、海外団体の主たる窓口は代理人に委任していただくこととします。

④ 代理人の委任に係る経費

上記③の委任に係る経費（以下の1）～4））は、助成活動の経費とは別に計上していただきます。（※1）

- 1) 現地指導や各種申請・報告書類の日本語での作成にかかる労務への賃金（※2）
- 2) 現地指導、進捗管理に要する現地渡航旅費 1 回分
- 3) 地球環境基金関連のイベントへの参加に要する旅費
- 4) 現地や基金とのやり取りに係る通信・郵送費（送金手数料も含む）

※1 団体の提出する要望書とは別に、代理人関連経費予算内訳を提出していただきます。交付決定額は団体の活動経費と代理人関連経費の合計額となります。

※2 ロ案件の上記1)の労務に係る賃金は2026年度以降、上限1,800円/時のルールは撤廃されますが、代理人アルバイト賃金の年間累計額上限36万円は継続されます。ただし、代理人が現地の活動にアルバイトとして参加する場合は要望活動経費の一部として計上が可能です。

(17) その他

① 要望活動内容の大幅変更は不可

要望書は、助成対象活動の採択に当たっての基本的な審査資料となりますので、その内容について採択後、大幅な変更が生じることのないよう、十分検討した上で作成、提出してください。

なお、助成金交付内定の後に、助成対象活動の内容又は収支予算に重大な変更が生じた場合には、助成金が交付されないことがあります（助成金交付要綱第 9 条、同第 16 条第 1 項第 3 号）。

② 事務所指導、不正への対応

助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、助成対象となった団体に対し報告を求め、又は機構職員にその団体の帳簿書類等を調査させ、必要な措置を指示するほか、不正の事実などが認められた場合には、交付決定の取消し及び助成金の返還を命じる場合がありますのでご留意下さい。

（助成金交付要綱第 16 条から第 19 条）

③ 個別面談（事前目標共有）（助成 1 年目の場合）

要望活動が助成内定とされた場合、4 月中旬から 4 月下旬にかけて、個別面談をオンラインにて行います。

④ 実績報告（毎年度）

助成対象となった団体には、助成活動終了後 1 ヶ月以内または年度終了後の 4 月 10 日までに「実績報告書」を提出していただくとともに、団体自ら助成事業に対する「自己評価シート」を作成、提出していただきます。

⑤ 中間コンサルテーション（助成 2 年目の場合）

助成活動が 2 年目も継続採択された場合、地球環境基金評価専門委員による中間コンサルテーションを原則オンラインにて行います。（戦略プロジェクト、LOVE BLUE 助成は除く）

⑥ 活動報告（助成活動 3 年以上かつ助成最終年の場合）

原則として活動最終年に活動共有会に出席していただきます。

⑦ 実地調査（助成終了後）

助成対象活動終了の翌年度に当該活動に関して地球環境基金評価専門委員による実地調査（対象団体は評価専門委員会が選定）を実施しており、その調査結果については、翌々年度以降の審査方針等に反映させることとしています。

⑧ フォローアップ調査

助成期間終了後の 1 年後を目途に活動の発展等に関するフォローアップ調査（アンケート）を行いますのでご協力ください。

⑨ 個人情報の取扱い

地球環境基金は、要望書にてご提供いただきました個人情報を、助成に関するご連絡、関連事業実施に伴うご連絡以外には使用いたしません。また、提供者の同意がある場合または正当な理由がある場合を除き第三者に提供及び公開はいたしません。

ただし、地球環境基金ホームページで公開している「環境 NGO・NPO 等データベース」に掲載のない団体については、本要望書様式その 5 に記載のある「団体名」「代表者名」「主たる事務所の所在地」「(都道府県のみ)」「団体設立年月」「ホームページアドレス」を団体情報として公開いたします。

(18) 要望書の提出方法

① 提出書類

提出が必要な書類は以下の通りですが、活動種別や新規団体、継続団体により異なりますので、詳しくは「要望書提出マニュアル」をご確認ください。なお、同一団体における複数の要望書提出は認められておりませんのでご注意ください。

- 1) 助成金交付要望書
- 2) 団体の定款又は規約
- 3) 理事役員等の構成員名簿
- 4) 2025 年度予算書
- 5) 2024 年度決算書
- 6) 2023 年度決算書
- 7) 代理人事務委任状、代理人資格に関する書類（ロ案件のみ）
- 8) 活動内容を説明する資料、地図
- 9) 活動基盤強化支援プログラム要望書（活動基盤強化支援プログラム要望団体のみ）

※1 助成金交付要望書に記載する内容は助成メニューに関わらず、同一のものになります。ただし、助成メニューの助成期間に応じて、活動目標や活動予算、実施スケジュールを記載する年数が異なります。

※2 代理人事務委任状及び活動基盤強化支援プログラム応募書は地球環境基金ホームページまたは「地球環境基金助成金申請システム」（要望書受付開始以降）よりダウンロードできます。

<https://www.erca.go.jp/jfge/subsidy/application/entry/index.html>

② 入力・提出方法

要望書の提出は「地球環境基金助成金申請システム」で受け付けます。

以下のウェブサイトで「マイページ」を取得し、10月14日（火）正午以降に必要事項の入力や添付文書のアップロードをお願いします。システムでの提出が難しい場合は、裏表紙の《問い合わせ先》へご相談ください。なお、下記の団体は新たにマイページを取得することなく、既に取得しているログイン ID、パスワードをもとに地球環境基金助成金申請システムにログインしてください。

	使用するログイン ID、パスワード
2023～2025 年度助成を受けていた団体（現在助成期間中の団体を含む）	2023～2025 年度の助成金申請手続き（交付申請書、支払申請書等）で使用しているログイン ID、パスワード
2023～2025 年度助成金要望書を作成・提出した団体	2023～2025 年度助成金要望書提出時に取得したログイン ID、パスワード
2014（平成 26）～2022 年度に助成を受けた団体（上記に該当しない場合）	直近の採択年度にご登録いただいたメールアドレス、または団体の共通アドレス宛のメールに記載されているログイン ID、パスワード

ログイン情報が送られたメールアドレスが不明な場合は、

下記の情報を記載の上、kikin_youbou@erca.go.jp へてメールにてお問い合わせください。

- ・団体名（※団体名称を変更した場合は、旧団体名も記載。）
- ・助成を受けていた年度
- ・現在、団体で使用している代表メールアドレス
- ・13 桁の法人番号（法人格を有している団体のみ）

要望書の受付期間

2025 年 10 月 14 日（火）正午～同年 11 月 17 日（月）13 時 00 分

「地球環境基金助成金申請システム」<https://jfge.erca.go.jp>

<ご提出時の注意事項>

- 当機構への郵送、持参、メールによる要望は原則受付できません。
- 上記の受付期間を厳守してください。また、受付終了時間の間際はアクセスが集中し、提出に時間がかかる可能性があります。書類提出の際は、時間に余裕をもって作業するよう心がけてください。
- マニュアルやシステム上の注意事項に従い、入力やファイルのアップロードを行ってください。

3. 地球環境基金助成金交付要望 募集要領（戦略プロジェクト）

(1) 戦略プロジェクトの目的

複雑化・長期化する環境問題、あらゆる課題の同時解決、社会や地域への参画の仕組み化、等の社会課題を受け、地球環境基金では多主体協働による中長期的な課題解決に向けた2種類の戦略プロジェクト（「政策課題協働型」及び「地域協働型」）の助成メニューを2025年度より開始しました。多主体が協働しながら活動を展開し、戦略的な取組による成果創出、分野横断でのシナジー効果の創出、社会変革や地域貢献につなげるインパクト効果の創出を目指す団体を募集します。

(2) 戦略プロジェクトの概要

戦略プロジェクトの概要は以下の通りです。

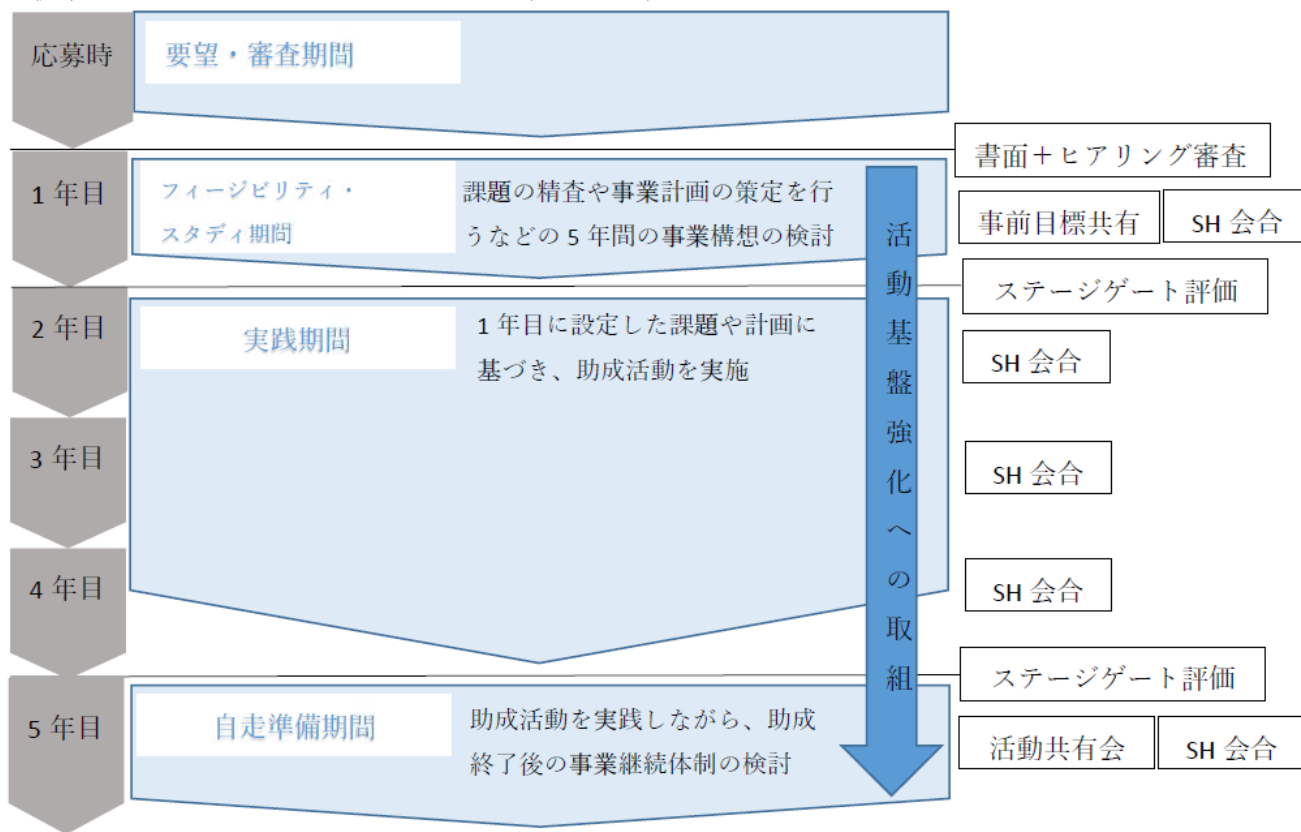
	政策課題協働型（代表団体）	政策課題協働型（実行団体）
概要	政策課題について、市民社会に期待される活動と連携して取り組むものを支援	政策課題について、代表団体と連携して取り組むものを支援
助成期間	最長5年 （「フィージビリティ・スタディ～実践～自走準備」といったステージゲート方式を採用）	最長4年
募集团体	継続団体のみ	新規団体のみ
採択予定数	2課題（2団体）	1課題につき3団体程度（全2課題）
要望可能額	800万円～1,200万円	200万円～800万円
協働先	環境省、環境NPO等	代表団体、他の実行団体等
助成対象団体	助成活動関連分野における活動実績を3年以上有していること	
活動案件	ハ案件	

※実行団体の採択は、代表団体が助成2年目に採択されることが前提となりますので、ご注意ください。

	地域協働型
概要	持続可能な地域づくりに向けた地域の担い手づくり、仕組みづくりに取り組むものを支援
助成期間	最長5年 （「フィージビリティ・スタディ～実践～自走準備」といったステージゲート方式を採用）
募集团体	新規団体及び継続団体
採択予定数	新規、継続それぞれ3団体程度
要望可能額	800万円～1,200万円（1年目要望可能額：200万円～800万円）
協働先候補	企業、行政、地域団体等
助成対象団体	助成活動関連分野における活動実績を3年以上有していること
活動案件	ハ案件

戦略プロジェクトの実施スケジュールは次ページの通りです。基本的にはフィージビリティ・スタディ期間、実践期間、自走準備期間といったステージに応じて5年間の活動を実施します。ステージの設定の仕方やステージゲート評価の実施時期等については、内定通知後、助成団体と協議の上、決定いたします（次ページの実施スケジュールはあくまで一例となります）。なお、戦略プロジェクトではステークホルダー会合（SH）会合を実施しますので、助成活動の2年目に行う中間コンサルテーションはございません。

<戦略プロジェクトの実施スケジュール（イメージ）>



活動基盤の強化、社会課題解決への寄与

<ステージごとの活動内容>※ステージの設定年度は助成活動に応じて変更の可能性があります。

助成年度	活動内容	助成金額
1年目 (フィージビリティ・スタディ期間)	助成活動における課題精査や5年間の事業計画を作成し、バックキャスティングによる課題解決に向けた戦略を策定	200万円～800万円
2年目～4年目 (実践期間)	1年目に設定した課題や計画に基づき、助成活動を実施	800万円～1,200万円
5年目 (自走準備期間)	助成事業を継続しながら、助成期間終了後の事業継続体制を検討	

(3) ステークホルダー (SH) 会合について

ステークホルダー (SH) 会合は、活動計画や助成活動の進捗状況の確認、翌年度以降の助成事業の進め方を検討する（最終年度においては助成活動の成果の適切な取りまとめを行う）ために、助成活動に関係するステークホルダーの間で実施する会合です。会合の開催（開催に係る事務局業務）は地球環境基金担当者と調整の上、助成団体の主導で実施していただきます。開催要領は以下のとおりです。

項目	内容
開催時期	原則として年 1 回以上開催
開催方法	参集、Web 会議システム又は参集・Web 会議システムのハイブリッド型での開催とします。
内容	・当年度までの活動の進捗確認（計画の妥当性、目標の達成度等） ・今後の助成活動の進め方の検討（成果の環境政策・地域づくりへの反映方法、助成終了後を見据えた自立発展への検討等） ・その他、助成活動の遅延等が生じている場合はその対策の検討
出席者	○政策課題協働型 ・助成団体が選定する助成活動に関する専門の外部有識者（1 名以上） ・地球環境基金が選定する外部有識者（2 名程度） ・助成活動関係者（代表団体、実行団体） ・事務局（地球環境基金担当者） ・オブザーバー（環境省担当官） ○地域協働型 ・助成団体が選定する助成活動に関する専門の外部有識者（1 名以上） ・地球環境基金が選定する外部有識者（2 名程度） ・助成活動関係者（助成団体、協働事業の構成メンバー） ・事務局（地球環境基金担当者）
経費負担	・開催に必要な経費（助成団体が選定する外部有識者や助成団体、協働先等の旅費、謝金等）は要望書その 3－2 [活動予算活動別内訳] の「活動評価等」に計上してください。 ・地球環境基金が選定する外部有識者、地球環境基金担当者、環境省担当官の旅費及び謝金は計上不要です。

ステークホルダー (SH) 会合は、上記のほかに、任意で開催する「協働ギャザリング」がございます。詳細につきましては「地球環境基金助成事業評価要領」でご確認ください。

https://www.erca.go.jp/jfge/subsidy/organization/assessment/pdf/yoryo_r07.pdf

(4) 審査について

戦略プロジェクトの新規採択にあたり、政策課題協働型（実行団体）は書面審査、地域協働型は書面審査及びヒアリング審査（2 次審査）を行います。ヒアリング審査は書面審査に通過した団体を対象に、社会課題解決や地域づくり等に対する課題の設定や事業計画、団体の実施体制等を中心に、審査員から質問を行います。

採択後のステージ通過時においてもステージゲート評価を行います。

< 審査概要 >

【政策課題協働型（実行団体・新規）】

① 書面審査

提出された要望書類をもとに審査を行います。審査にあたっては審査方針に基づき、提出された要望書類の内容に関して代表団体からの情報提供を参考に実施します。

【地域協働型（新規）】

① 書面審査

提出された要望書類をもとに審査を行います。

② ヒアリング審査（2 次審査）

書面評価を通過した団体はヒアリング審査を行います。

- 開催時期 2026 年 2 月 12 日（木）
- 開催方式 オンライン会議（30 分程度）
- 対象団体 戦略プロジェクト（地域協働型）応募団体のうち、書面審査を通過した団体
- 留意点 団体の役員及び助成事業を遂行するプロジェクトリーダーの方は必ず出席してください。
書面審査を通過した団体には 2026 年 1 月下旬に地球環境基金よりヒアリング審査に関する概要や時間帯等について要望書に記載の電子メールアドレスにご連絡します。また、書面審査を通過した団体のうち、提出された要望書とは別資料でヒアリング審査の説明を行う場合は、事前に地球環境基金事務局までヒアリング審査用の資料をお送りすることが可能です。ヒアリング審査に関する連絡の有無に関わらず、採択及び不採択の通知は全要望団体共通で 3 月下旬を予定しておりますので、あらかじめご了承ください。

【政策課題協働型（継続）、地域協働型（継続）】

- ① 書面審査
提出された要望書類をもとに審査を行います。
- ② ステージゲート評価（2 回）
助成期間中の団体を対象にフィージビリティ・スタディ期間を通じた今後の助成活動の発展見込み（ステージゲート評価 1 回目）、実践期間を通じた目標の達成度の確認や自走に向けた展開（ステージゲート評価 2 回目）を図るために 2 回します。なお、ステージゲート評価の結果にかかわらず、助成 2 年目以降も毎年度、要望書類の提出は必須になりますのでご注意ください。

- 開催時期 ステージゲート評価実施年度の 1 月～2 月頃
- 開催方式 原則オンライン会議（2 時間程度）
- 対象団体 戦略プロジェクト（政策課題協働型）代表団体又は戦略プロジェクト（地域協働型）の採択団体のうち、2026 年度に助成 2 年目に向けた要望を行う団体
- 留意点 ステージゲート評価の詳細は「地球環境基金助成事業評価要領」でご確認ください。
https://www.erca.go.jp/jfge/subsidy/organization/assessment/pdf/yoryo_r07.pdf

<各助成メニューの審査事項>

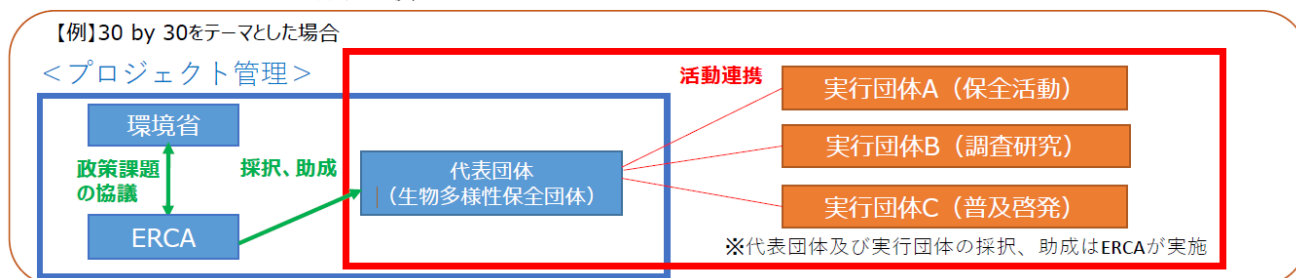
	2026 年度新規要望審査	2026 年度継続要望審査
戦略プロジェクト （政策課題協働型）代表団体		書面審査＋ステージゲート評価
戦略プロジェクト （政策課題協働型）実行団体	書面審査	
戦略プロジェクト （地域協働型）	書面審査＋ヒアリング審査	書面審査＋ステージゲート評価

(5) 戦略プロジェクト（政策課題協働型）の募集内容

①戦略プロジェクト（政策課題協働型）の目的

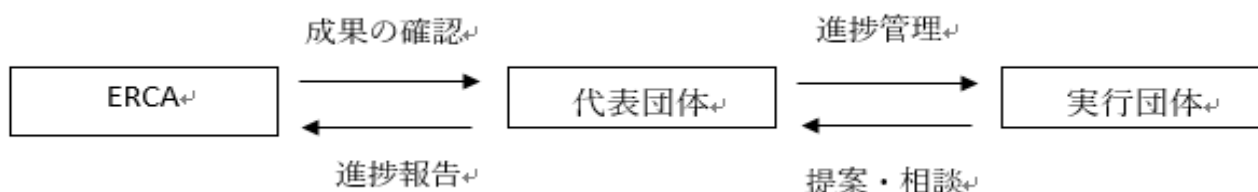
戦略プロジェクト（政策課題協働型）は、事前に政策課題を踏まえたテーマを設定し、当該課題に知見を有する環境 NPO が、テーマに応じた柔軟な実施スキームを組みながら、課題解決につなげていくことを目的としております。

＜コンソーシアムによる活動連携のイメージ＞



＜戦略プロジェクト（政策課題協働型）における各主体の役割＞

主体	役割
代表団体	自団体の活動の展開に加えて、実行団体が実施する事業のマネジメントを実施。 助成期間は最長 5 年（2025 年度から開始）。
実行団体	代表団体や他の実行団体と連携しながら要望書に申請した活動を実施。 助成期間は最長 4 年（2026 年度から開始予定）。



②戦略プロジェクト（政策課題協働型）実行団体の応募について

実行団体は、代表団体や他の実行団体と連携しながら助成活動に取り組むことになりますので、応募にあたっては、あらかじめ代表団体に本プロジェクト全体の概要や募集する課題の目的、計画等を確認し、十分に把握した上で要望書を提出してください。

また、要望書を提出するにあたり、代表団体に事前連絡・相談が可能です。事前連絡・相談が可能な期間は要望書提出締切日までになります。各課題の代表団体の担当者名、連絡先（メールアドレス）は下記の通りです。

なお、要望書の審査過程において、地球環境基金事務局から代表団体に要望書情報を共有し、要望活動内容について代表団体から情報提供を行っていただきます。

課題 1 「世界基準と整合性のある社会課題解決型自然共生サイト推進事業」

代表団体名：公益財団法人
日本自然保護協会

担当者名：道家
連絡先：<https://www.nacsj.or.jp/contact/>

課題 2 「脱炭素地域づくり推進に向けた中間支援機能及び重層的な支援体制の構築」

代表団体名：認定特定非営利活動法人
気候ネットワーク

担当者名：豊田、延藤
連絡先：kyoto@kikonet.org

③戦略プロジェクト（政策課題協働型）実行団体の募集内容について

環境省の政策ニーズを踏まえた上で、2025 年度に採択しました代表団体と活動連携する実行団体の募集活動内容は以下の通りです。なお、実行団体の採択は、代表団体が助成 2 年目に採択されることが前提となりますのでご注意ください。

課題 1 世界基準と整合性のある社会課題解決型自然共生サイト推進事業 (代表団体：公益財団法人日本自然保護協会)

【政策課題を踏まえたテーマ】

地域においてネイチャーポジティブの推進に資する取組、例えば、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域である「自然共生サイト」について、希少性や地域性の観点から保全上重要な地域を特定することによる保護地域の拡大、自然共生サイトのモニタリング手法の確立、保全に必要な資金確保体制を伴う保全の仕組みづくりなど、各地域の自然特性に応じたネイチャーポジティブの推進。

【プロジェクト全体の概要】

ロジックモデル	世界基準と整合性のある 社会課題解決型自然共生サイト推進事業				団体名（公益財団法人 日本自然保護協会）
戦略・リスク対応策		ありたい姿(ビジョン)			
課題解決に向けた本活動の戦略、予想される障害リスクに対する対応策		ビジョン(ミッションから)			
代表団体及び協力団体と政策動向の把握及び国内展開の大枠を設定し、社会課題解決型自然共生サイトの構築を行う実行団体と並走しながら、支援・評価・国外への発信を行う。		社会課題解決型自然共生サイト構築のノウハウが共有され、各地に構築されている。資金ギャップを埋めるための民間との協働及び情報交換の場が整っている。効果的保全と資金動員の両面で30by30の達成に寄与している。			
インプット	活動概要	アウトカム(成果)	インパクト(上位目標)	課題	
助成活動事業総額 11,300千円(1年間分) 交付決定額 8,000千円(1年間分)	活動概要 2025-2029年の五カ年計画で、保全効果の立証や汎用性のある自然共生サイトを新たに構築し、30by30目標の達成とネイチャーポジティブ社会の実現を目指す。社会課題解決型自然共生サイト構築と、その効果や重要性の測定を行う。資金面では、共生サイト構築に必要な必要経費と現在の資金とのギャップを明らかにし、その溝を埋める	上位目標の実現に寄与する望ましい成果 2029年までに、世界基準に則ったデータ整備と評価体制が整い、社会課題解決型自然共生サイトと観察プログラムが構築されている。保全活動の必要経費についての共通認識が構築され、資金ギャップ対策が検討されている。	本助成活動が目指す最終的に実現したい望ましい環境の状態 30by30目標達成のために、社会課題解決型の自然共生サイトが日本各地に構築され、失敗や成功を学び合えるモデル地域として機能している。また資金ギャップを埋めるための民間との協働が始まり、移行準備が整っている。	解決したい課題 ●NbSを意識した自然共生サイトと学びの場の不足 ●日本の自然の過小評価のリスク ●自然の守り手の価値が不明瞭	
活動1(世界基準に則ったデータ整備と評価体制の構築)		活動2(社会課題解決型自然共生サイトと学びの場の構築)		活動3(資金ギャップ対策の検討)	
活動計画 ●生物多様性重要地域(KBA)の評価更新体制の確立 ●自然に根差した解決策(NbS)専門家の育成と評価手法の確立と実行団体の検証改善 ●再生活動含む自然の評価手法の設定と実行団体との検証改善 ●上記に関する代表/実行団体協働での国内外の情報収集や普及		活動計画 ●実行団体の特定と連携 ●実行団体による社会課題解決型自然共生サイトの新規登録と代表団体による支援 ●代表/実行団体連携による観察プログラム開発と実施、普及		活動計画 ●保全活動にかかる技能や標準人工フォーマットの作成 ●代表団体と協力団体による事例作成 ●事例を元に、実行団体と多様な生態系や保全活動の技能や標準人工の算出 ●代表/実行団体協働での企業等への普及	

【実行団体の募集内容】

「生物多様性国家戦略 2023-2030」において、2030 年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用することが求められております。また、同戦略においては、生物多様性損失と気候危機の 2 つの危機への統合的対応を強調し、自然の恵みを活かして気候変動緩和・適応や、防災・減災等の多様な社会課題の解決につなげることが基本戦略の一つとして位置づけられており、自然を活用した解決策（NbS）の推進がますます重要となってきました。

地域においてネイチャーポジティブの推進に資する取組、例えば、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域である「自然共生サイト」について、①協力者・支援者拡大を意識した社会課題解決も同時に達成する自然共生サイト（地域生物多様性増進計画）の設立、②当該自然共生サイト（地域生物多様性増進計画）の計画評価・自然モニタリングの国際基準に基づく評価、③当該自然共生サイトの保全に必要な資金を明らかにするために保全にかかる技能や標準作業量の検討、①～③にかかる知見や経験を提供する研修事業など、自然特性に応じたネイチャーポジティブの推進拡大に必要な取組について、代表団体と連携しながら取り組む団体を募集します。

代表団体が評価や検討作業の大枠を作成し、実行団体が現場で実証し、代表団体と共に作成や改善のサイクルを作りながら、代表団体と実行団体協働で成果を広めるための普及広報を実施するという分担を想定しています。代表団体と複数の実行団体が協働することにより、多様な自然共生サイト事例の構

築やその波及、多様な保全活動の標準化が可能となります。一団体・一事例ではなし得ない協働型なら
ではの 30by30 目標達成に資する活動の実現を目指します。

【助成金交付要望書を作成するうえでの注意点】

- 事業の中で新たな登録を目指す社会課題解決型の自然共生サイトについて、要望書提出時点における候補地と、その自然共生サイト化を通じて解決を目指す社会課題について「その 2-1. 助成を希望する活動の内容」または「その 2-2. 助成を希望する活動の内容」にあわせて記載してください。
- 環境系 NGO 以外の団体・企業・自治体等との連携実績がある場合は、「その 5. 団体の概要」における活動実績にあわせて記載してください。

課題 2 脱炭素地域づくり推進に向けた中間支援機能及び重層的な支援体制の構築

(代表団体：認定特定非営利活動法人気候ネットワーク)

【政策課題を踏まえたテーマ】

地域において地域循環共生圏の実現に資する取組、例えば、各地で運営されているプラットフォームの自律的な運営体制確立に向けた中間支援機能の強化、地域の環境・社会・経済課題の同時解決に資する事業創出、取組継続に要する資金確保体制づくりや、脱炭素社会への移行に伴い地域において必要となる産業のリデザインやリスクリングなどの「公正な移行」に向けた地域プラットフォーム構築などを通じた地域循環共生圏の推進

【プロジェクト全体の概要】

ロジックモデル	脱炭素地域づくり推進に向けた中間支援機能 及び重層的な支援体制の構築				団体名 (認定特定非営利活動法人 気候ネットワーク)
	戦略・リスク対応策		ありたい姿(ビジョン)		
	課題解決に向けた本活動の戦略、予想される障害リスクに対する対応策		ビジョン(ミッションから)		
	地域脱炭素を広げるためには、トップランナー支援に加えて、取り組みが進んでいない自治体なども含めた重層的な支援を行い裾野を広げることが求められる。地域特性や現在の取り組み状況にあったオーダーメイドの支援を実施する。中間支援組織の活動は全国画一ではなく、各地域の状況やニーズに規定される。コンソーシアム型中間支援体制を構築し、地域センターや地方環境研究機関等、既存の公共的組織の活用も期待される。自治体支援という公共的サービスの組織化、継続的な提供に対し、国・都道府県による公的資金/リソースの投入を検討・要望する。		地域の脱炭素転換・移行のための継続的・重層的な支援体制が構築され、全国的な中間支援組織が設立されネットワーク化が行われる。国や都道府県による中間支援組織の位置づけ・役割が明確化され、資金的な支援もある。各地で地域に望ましい形で脱炭素地域づくりが加速し、第六次環境基本計画がめざす気候変動対策を通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」が実現し、地域循環共生圏の支援体制が構築される。		
インプット	活動概要		アウトカム(成果)	インパクト(上位目標)	課題
助成活動事業総額 10,000千円(1年間分)	活動概要		上位目標の実現に寄与する望ましい成果	本助成活動が目指す最終的に実現したい望ましい環境の状態	解決したい課題
交付決定額 8,000千円(1年間分)	中間支援体制づくりの支援(モデルづくり、ツールづくり): ●各地域での中間支援組織の体制づくりを支援。 ●自治体の気候変動政策の評価指標や対策カタログの作成・運用。 人材養成のための研修(場づくり、人づくり): ●地域の担い手や自治体職員向けの研修を実施。 ●関係者間のネットワーク形成のためのフォーラム開催。 地域支援のための体制構築と意見交換・情報発信(ネットワークづくり、機運づくり): ●中間支援組織の必要性や国内外の先進事例の調査。 各地の支援組織を支える体制検討。 ●セミナー・シンポジウムの開催。		複数の地域で都道府県・圏域レベルといった多様な形式で、脱炭素地域づくりに関する継続的な支援体制構築が具体的に進んでいる。国内でそうした体制の確立を目指す人・組織間のネットワークが構築され、中間支援組織設立・運営を支援する体制が構築されている。それらの担い手と都道府県等との信頼関係が形成され、条例・計画等制度的な位置づけに向けた動きが見られる。	各地で地域に望ましい形で脱炭素地域づくりが加速し、第六次環境基本計画がめざす気候変動対策を通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」が実現し、地域循環共生圏の支援体制が構築できている。	●自治体における脱炭素の優先度の向上 ●既存の支援体制・内容における構造的な問題、限界 ●地域(自治体)における専門性、予算、人手の問題の解決
活動1(各地域における中間支援体制づくりの支援、中間支援のための共通ツール作成)		活動2(人材養成のための研修、人材・団体のネットワーク形成)	活動3(地域支援のための体制構築と意見交換・情報発信)		
活動計画		活動計画	活動計画		
●各地域での中間支援体制づくりの支援としてモデル地域でのアドバイスやコンサルティング、ツールの提供、自治体支援の際の伴走支援 ●各地で自治体支援を実施する際に活用できるツールの作成、活用等		●全国の中間支援関係者による情報交換やノウハウ共有のためのフォーラムの継続的開催 ●中間支援組織の担い手(職員等)の能力強化を推進する仕組みづくりとして研修プログラムを作成、実施することで地域での中間支援の担い手づくり	●全国的な中間支援組織のネットワークとなるために、ステークホルダー間での協議や情報の発信・提供。 ●地域内外の各種の専門組織(大学・研究機関、地域エネルギー会社、金融機関、各種民間企業、コンサルタント、国・都道府県など)や他の分野のネットワーク組織との協力関係づくり。		

【実行団体の募集内容】

上記「プロジェクト全体の概要」のうち、活動 1 (各地域における中間支援体制づくりの支援、中間支援のための共通ツール作成)に係る実行団体の募集になります。持続可能な地域づくりを実現するためには、第六次環境基本計画が目指している気候変動対策を通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」を達成するための中間支援体制構築が急務です。地方自治体等に対して再生可能エネルギーの導入や省エネ、公共交通の活用などを通じて、地域全体の CO₂排出を減らしながら、相乗効果・シナジー(例えば、気候変動への適応や生物多様性の保全等)を発揮するとともに、暮らしの質や地域経済の活性化も同時に目指す「脱炭素型の地域づくり」に向けた計画策定から実行支援までを一気通貫で行える中間支援体制の構築に向けた検討及び中間支援機能の拡充を行う実行団体を募集します。なお、今後全国的な中間支援体制構築の展開を踏まえ、可能な限り実施スキームの異なる事例を作ることが望ましいため、以下のような団体を想定しています。

- ・地域の NPO 支援センターなど、多主体協働で地域課題解決を目指す中間支援組織

- ・地域の地球温暖化防止活動推進センターや気候変動適応センターの運営など政策的なノウハウを有する団体
- ・脱炭素地域づくりの分野で事業化、ビジネス化を目指す地域の団体

中間支援組織の主な機能として、自治体に対する調査研究・政策提言、政策プロセス伴走支援、事業者に対する事業形成支援、地域住民に対する住民参加・合意形成の支援・ファシリテート、全ての主体に対するネットワーク形成・コーディネート、教育・人材育成等を想定しています。実行団体においてはこれらの機能の拡充を行う活動を実施することが期待されます。また、気候ネットワークと連携して、実行団体が立地する自治体または周辺自治体の気候変動政策の評価や政策支援などの伴走、中間支援に関する体制構築の検討を行うことは必須活動となります。

＜気候ネットワークとの連携活動の想定事例＞

- ・自治体の気候変動政策に対する調査研究・提言
- ・地域主体によるコンソーシアム型中間支援体制の構築に向けた検討
- ・計画策定・改定に向けた市民参画を伴う自治体への伴走支援
- ・脱炭素に伴って影響を受ける地域や事業者、雇用者への支援（例：スキル移行を支援する研修・教育プログラム、低所得者向け省エネ支援、対話の実施 等）
- ・地域主体による再生可能エネルギー・省エネルギー導入のコーディネート
- ・地域脱炭素の担い手に向けた教育・人材育成

【助成金交付要望書を作成するうえでの注意点】

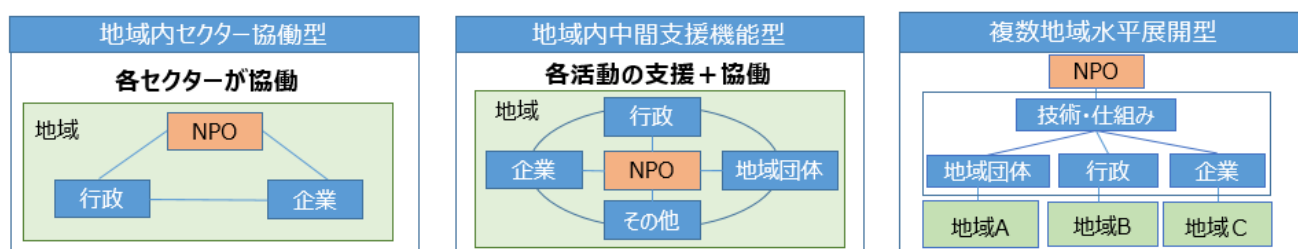
「脱炭素地域づくりに関連する協働・連携の実績」及び「応募団体が立地する自治体または周辺自治体における中間支援体制の準備状況」について該当がある場合は、「その5. 団体の概要」における活動実績にあわせて記載してください。

(6) 戦略プロジェクト（地域協働型）の募集内容

①戦略プロジェクト（地域協働型）の目的

戦略プロジェクト（地域協働型）では、NPOを中心として、環境問題を含む複合的な地域の課題への取組を通じて持続可能な地域づくりに向けた地域の担い手づくり、仕組みづくりを行い、社会課題解決を促進していくことを目的としております。

＜地域課題解決に取り組むうえでの協働体制のパターン（例）＞



※上記図の「NPO」とは、地球環境基金の助成団体を指します。

②戦略プロジェクト（地域協働型）の応募要件

戦略プロジェクト（地域協働型）は「2. 地球環境基金助成金交付要望 募集要領（全メニュー共通事項）」の「(3) 応募団体要件」「(4) 応募活動要件」に加えて、助成活動を実施する上での対象地域内において協働体制が構築されている（又は構築見込みである）ことが要件となります。協働体制においてNPO以外の構成員（企業や行政等）が助成金申請主体となることはできません。内定後の助成金交付申請や支払申請、各種評価事業につきましても助成金申請主体のNPOが対応することになります。

③戦略プロジェクト（地域協働型）の内定通知後の流れ

助成活動1年目はフィージビリティ・スタディ期間になりますので、内定団体が助成活動における課題設定や5年間の事業計画を作成し、バックキャスティングによる課題解決に向けた計画づくりを地球環境基金担当者で行っていきます。

4. 審査方針

助成専門委員会

助成金交付要望については、地球環境基金運営委員会及び助成専門委員会の審議を経て採否が決定されることになります。

2026年度の地球環境基金助成金の審査では、以下の審査方針に基づいて採択案件の選定を行うことになりますので、審査方針を精読し、これに十分留意して「助成金交付要望書」を作成してください。

1. 審査の観点

提出された要望は、以下の共通的事項や、メニュー毎の審査の観点に基づき審査されます。なお、助成専門委員会の審査において、活動内容等から判断して、メニューを見直し、内定する場合があります。

共通事項

① 応募要件

ア. 団体要件：募集案内 p.6(3)応募団体要件に示す活動であること。

イ. 活動要件：募集案内 p.7(4)応募活動要件に示す活動であること。

② 活動遂行能力

審査項目	審査内容	不採択になりやすい例
運営能力	・組織として活動を実施するにあたり、十分な会計能力及び事務処理能力を有しているか。 会計能力 … 組織として会計管理体制が確立しているか 事務処理能力… 一般的な書類整備能力を有するか ・継続して要望する活動の場合、過年度の事務処理が適切に実施されているか。 ・海外での活動の場合、対象地域での活動実績を有しているか。また、現地の政情についても考慮されているか。	・要望金額が団体の活動実績に比べて過大で、活動実施に不安がある場合。
専門性	・当該活動の実施に必要な専門性を有する人材が組織体制に確保されているか。	・活動実施体制において、当該活動に係る経験を有する人材が極端に少ない場合。
自主性	・ステークホルダーとの役割分担が明確であり、計画立案から実行までが組織自らの意思決定の下に行われるか。	・計画立案から現地作業までを団体が直接行う活動でない場合。 ・行政、企業等からの委託を受けて実施する場合。 ・海外での活動では、現地協力者（カウンターパート）に活動の実施を全面依存（委託）している場合。

資金計画	・要望する活動の規模と進捗計画に見合った自己資金等充当経費（2割程度を寄付金、参加費等から充当）の確保が見込まれるか。	・外部委託の割合が大きい場合。 ・自己資金割合が著しく低い場合。
透明性	・ホームページ等の情報で直近の活動の実施状況や事業報告・決算書類等が公開されているか。	・団体のホームページ等における更新が長らく止まっている場合。

③ 活動内容

審査項目	審査内容	加点要素	不採択になりやすい例
必要性	・活動対象地域の現状、ニーズ及び問題点を客観的なデータを基に把握しており、活動の必要性及び実施方法が明確であるか。 ・海外（開発途上地域）での活動の場合、住民又は民間団体が参加するものであるか。また、活動地域の社会経済情勢や国民性についても十分把握しているか。	・緊急性の高い課題に取り組む活動である。 ・現状や裏付けとなるデータの記載がある。	・国内・海外での活動とも、他に先行した類似の助成対象活動が複数ある場合や過去に助成を受けた活動と同一の活動に対する助成の場合。 ・定例的な活動を持回りで開催する場合。 ・物品・資材購入や建築物・設備等の工事を中心とする活動の場合。
計画性	・課題解決までの論理に矛盾がなく、計画に無理がなく具体的であるか。また、活動計画が、誰に対する何のためのもので、その活動の成果により、最終的に起こる変化は何か、その成果はどのように測るのかが明確かつ妥当であるか。 ・継続して要望する活動の場合、過年度の活動にかかる上位目標やアウトカムの実績、中間コンサルテーションを踏まえた対応方針が記載されているか。	・上位目標、アウトカムなどの指標をできる限り設定し、事前事後における活動の振り返りや客観的な評価、科学的検証やモニタリングを計画している。	・目標達成のための具体的な計画を有しておらず、活動内容が効果的であると読み取れない場合、準備状況に不安のある場合。 ・実施に必要な関係者の協力が得られる見込みがない場合。 ・ロ案件の代理人が対象プロジェクトにかかわりを有していない場合。 ・継続して要望する活動の場合、評価専門委員による中間コンサルテーションでのアドバイスへの対応、過年度の課題への改善状況が十分に記載されていない場合。
効率性	・活動実施内容や活動時期が適切かつ効果的であるか。	・予算計画が経済的となるよう配慮されている。	・要望事業に対し、経費の積算が過大であると見込まれる場合。
持続可能性	・助成終了後も持続する又は発展する展望が明確であるか。	・適切な課題把握のもと活動基盤強化へ取り組む意向がある。	・助成終了後の展望を有しておらず、助成期間中に限り実施される活動と考えられる場合。

社会的インパクト	・環境問題や社会課題の解決に大きく寄与する可能性があり、成果の測定手段も明確であるか。 ・調査研究においては、その結果を広く普及するしくみが考慮されているか。 ・政策提言活動については、その成果を確認することができるよう、あらかじめ政策提言の発信先や発信方法を明確にしているか。	・SDGs の達成に向けて、環境や社会に好影響を及ぼす活動である。	・団体の活動継続が目的となっており、環境問題や社会課題の解決に向けた展望が示されていない場合。 ・環境問題や社会課題解決に向けた成果の測定手法が不明瞭であり、助成終了後の社会への影響が測りにくい場合。
市民参加	・要望活動において、一部の専門家のみで実施されるものではなく、広く市民が主体的に関与する内容になっているか。	・多様な世代のステークホルダーが含まれている。	・一部の専門家による研究活動など、市民が主体的に関わる仕組みがない場合。

その他不採択になりやすい例として、以下のような活動がございます。

- ・同一の団体が助成メニューを変えながら類似の活動に対する助成を理由なく繰り返し要望するなど、活動や団体としての自立性や持続性、発展性が期待できない場合。
- ・貸付、融資、出資など助成金の回収が見込まれる活動。
- ・地球環境基金からの支援の必要性が低い場合。（例えば、繰越収支差額が3,000万円以上あるいは助成要望額の10倍を超える場合や、外国の本部に資金提供を行う等、各年度における総収入・総支出が10億円以上となり資金に余裕のある場合。）（戦略プロジェクトは除く）

各メニューの審査の観点

<新助成メニュー>

メニュー名	審査内容	加点要素	不採択になりやすい例
通常助成（基礎型）	・団体がはじめる新たな環境保全活動に創意工夫が施されているか。 ・活動内容が準備・基盤作りから、本格的な事業実施につながる展望が提示されているか。	・新しい課題、分野、手法に取組もうとしている。	・要望金額が団体の活動実績に比べて過大で、活動実績に不安がある場合。 ・過去に通常助成（基礎型）の助成を受けた団体が、類似活動を特段の理由なく繰り返し要望する場合。
通常助成（発展型）	・活動が持続的に運営されることを目指す取り組みとしての展望や計画が明確であるか。 ・活動の発展と社会課題解決に向けた取組の両方が見込めるものか。	・地域住民や行政、企業、活動に関係する専門的な知見を有する有識者などのステークホルダーと連携が図られている。	・助成終了後も継続的に発展する展望が明確でない場合。 ・団体の活動の発展や社会課題の解決に繋がるような位置づけがなされておらず、団体が従来行ってきた活動にとどまる場合。

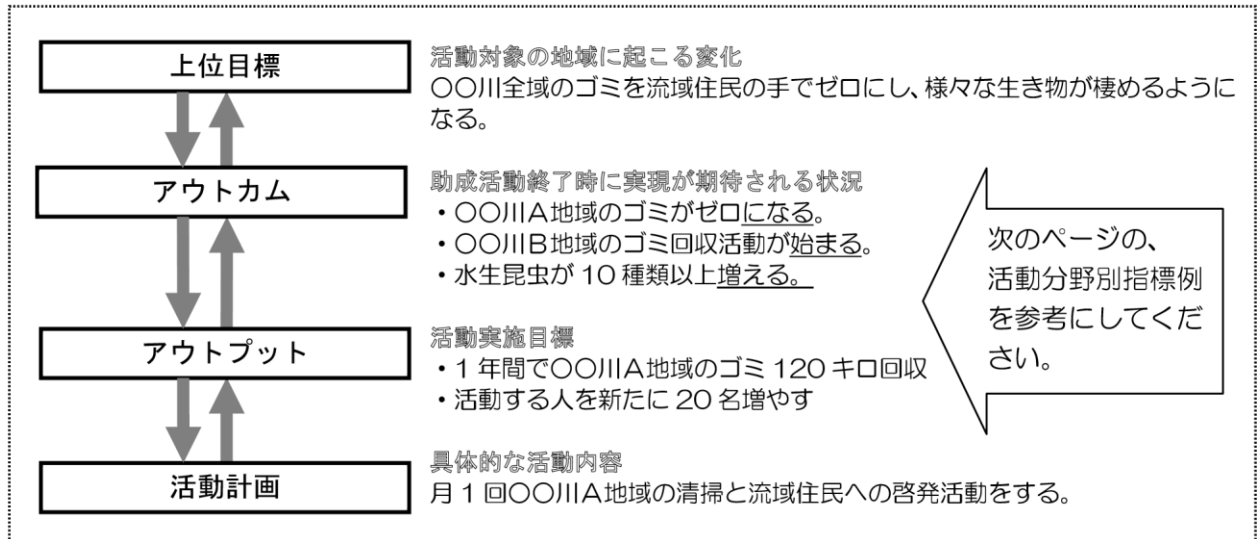
戦略プロジェクト (政策課題協働型) 代表団体	・設定された政策テーマについて、当該テーマに対する知見を有しているか。 ・自団体の活動のみならず、実行団体の活動のマネジメントを実施する見込みがあるか。	・設定された課題に対して環境 NP0 特有の視点が盛り込まれている。 ・政府や環境 NP0 との協働実績を十分に有している。	・団体や担当者の実績から、設定された政策テーマへの十分な知見を有していると読み取れない場合。 ・課題解決に向けた実施手法や成果の測定方法等が不明瞭である場合。
戦略プロジェクト (政策課題協働型) 実行団体	課題1：世界基準と整合性のある社会課題解決型自然共生サイト推進事業 (代表団体：公益財団法人日本自然保護協会)		
	・設定された募集内容についての知見を有しているか。 ・自団体の活動のみならず、代表団体や他の実行団体と連携して事業を実施できる見込みがあるか。	・設定された募集内容に対して、自然共生サイトの候補地の具体性や、環境 NP0 特有の視点や発想が盛り込まれている。 ・環境 NP0 以外や自治体等との協働実績を十分に有している。	
	課題2：脱炭素地域づくり推進に向けた中間支援機能及び重層的な支援体制の構築 (代表団体：認定特定非営利活動法人気候ネットワーク)		
	・設定された募集内容についての知見を有しているか。 ・自団体の活動のみならず、代表団体や他の実行団体と連携して事業を実施できる見込みがあるか。	・すでに地域での中間支援体制を構築する準備ができています。 ・これまでに脱炭素地域づくりに関連する協働・連携の実績がある。	
戦略プロジェクト (地域協働型)	・地域の特徴や課題を見定めた上で、多主体協働で解決すべき課題に取り組む計画になっているか。 ・地域のステークホルダーが主体となった協働体制を構築している（または構築見込み）か。	・協働体制において、各ステークホルダーの役割が明確になっており、セクターや分野の多様性がある。 ・先駆的な取組またはユニークな手法により今後他のモデルになりえる見込みがある ・地域の環境・経済・社会にメリットがあるものとなっている。	・プラットフォームの構築自体が目的となっており、具体的な課題設定や実施計画等が読み取れない場合。 ・協働体制の構成員が一部のセクター（自治体のみ、企業のみ、等）に偏っている場合。 ・協働体制の構成員である自治体等への業務委託など、NP0 が中心となった事業と読み取れない場合。
LOVE BLUE 助成	・清掃活動を含む水辺の環境保全活動であるか。		・清掃活動を含まない活動

<旧助成メニュー>

	審査内容	不採択になりやすい例
つづける助成	・地域に根ざすことなどを目指して始めた活動が持続的に継続できる活動となるよう定着を目指す取り組みとしての展望や計画が明確であるか。	・要望金額が団体の活動実績に比べて過大で、活動実施に不安がある場合。 ・助成終了後も環境保全活動を継続的に展開する展望が明確でない場合。
ひろげる助成	・活動の成果に社会的インパクトがあり、重要な環境課題の解決につながると期待されるものであるか。 ・活動内容、活動方法に新たな挑戦があり、団体として活動の発展やステップアップが見込めるものであるか。	・団体の発展に繋がるような位置づけがなされておらず、団体が従来行ってきた活動にとどまる場合。 ・助成終了後も継続的に発展する展望が明確でない場合。
フロントランナー助成	・活動の成果によって、市民社会に先進的で新たな価値や制度の創造が期待されるものであるか。	・活動内容が、新しい仕組みの構築、モデル性を欠いている場合。 ・学術研究の要素が強い、あるいは、技術の開発や改良、実証実験にとどまり、市民活動的要素が弱いと思われる場合。
プラットフォーム助成	・他のNGO・NPOや関係者との合意に基づくなど意見集約、協力・連携するプラットフォーム機能や枠組みが準備されているか。 ・目的とする環境課題の解決が、国内外の環境保全の進展、市民社会の強化に大きな影響を与えるものであるか。	・要望内容が会議及びイベント等に限られ、終了後の実施効果が明確でない場合。 ・協働・連携が、情報交換やネットワーキングに留まり、課題解決に向けた取組が不明瞭な場合。
LOVE BLUE助成	・清掃活動を含む水辺の環境保全活動であるか。	清掃活動を含まない活動

5. 要望書作成のポイント

助成金の審査は、「助成金交付要望書」に記載された内容に基づき判断します。従って、活動目的を達成するための具体的な計画（活動内容、実施方法、スケジュール及び予算など）が、いかに的確に記載されているかがポイントになります。



1. プロジェクトデザインが、しっかりしているか。

「何を目的とした活動なのか?」「活動すると環境の何がどう変わるのか?」、この内容が読み取れないケースが多々あります。

目標、アウトカム（成果目標）、アウトプット（活動実施の目標）、その活動の関係を明確に示してください。数字の明示が重要になります。

2. 募集案内の内容に一致しているか。

応募された書類の中には、環境保全を目的としていない活動、助成金額の範囲を超えているもの、対象となる経費の単価基準を明らかにオーバーしているもの等、記載内容不備により審査対象外となるケースもあります。基本的なことなので、十分に注意してください。

3. 計画が適正か、無理がないか。

応募された書類の中には、計画通りに実施することが明らかに無理と思われるケースもあります。確実に実施できる無理のない計画であることが重要なポイントです。熟慮の上、計画を立ててください。

4. 要望書を記載した人以外の人に見てもらったか。

要望書に書かれた内容が他人に十分に伝わるか、思い込みで書かれていないか。書いた本人が確認するだけでなく、団体内外の人で確認してもらってはいかがでしょうか。書いた本人だけの思い込みや要望書を第三者がどのように読むのかがわかります。手間のかかる作業ですが、その分精度の高い要望書となると思います。

活動分野別 指標例

活動分野	アウトカム指標例 (何で成果を測るか)	アウトプット指標例
自然保護・保全・復元	保全・復元できた面積 保全活動で生存した種の量 外来種管理できた面積 種の個体数の増加量	保全活動を実施した面積 保全活動の参加人数 再導入された種の個体数 駆除した外来種の数
森林保全・緑化 砂漠化防止	保全・緑化できた面積 違法伐採の減少(量) 外来種管理できた面積	植林面積、植林本数 緑化活動の参加人数 駆除した外来種の数
環境保全型農業	慣行農業の減少(農家数) 環境保全型農業が確立した農地、農家数 環境保全型農業での生産量増	環境保全型農業導入活動を実施した地域数、農家数 環境保全型農業の耕作面積、活動人数、技術習得者数
脱炭素社会形成・気候変動対策	<緩和> 温室効果ガス削減量 <適応> グリーンインフラ(雨庭、遊水池など)導入面積 水源林・防災林の保全面積 高温耐性品種等の作付面積	再生可能エネルギー導入量 再生可能エネルギー発電量、施設数 エネルギー消費の削減量 脱炭素に向けた活動を実践した人数 グリーンインフラ(雨庭、遊水池など)の取組数 水源林・防災林の保全活動の参加人数 適応を実施した農家数
循環型社会形成	廃棄物排出削減量 資源リサイクル率、量	3R行動を実践した人数、実施率 リユース品利用量
大気・水・土壌 環境保全	水質改善した河川湖沼面積 大気質の環境基準適合率	汚染物質の削減量 浄化施設設置数 浄化活動の実施回数、実施人数

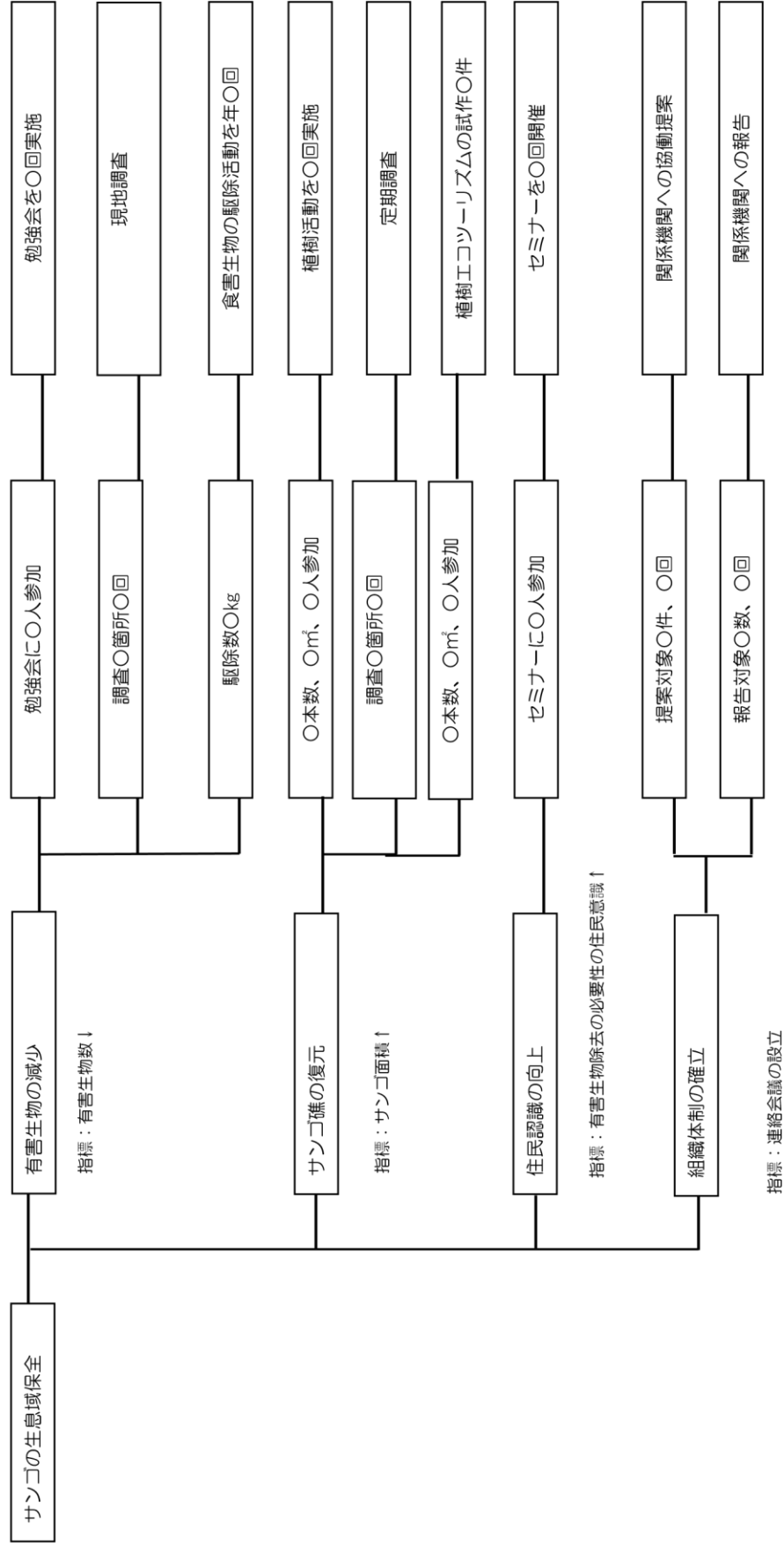
活動分野/形態	アウトカム指標例 (何で成果を測るか)	アウトプット指標例
総合環境教育、 知識の提供・普及啓発	普及啓発向上の程度(地域・対象者グループでの関心度・認知度向上など)啓発・教育により行動変容し、環境配慮行動を実践した人数	研修、イベントの参加人数 観察会、セミナーの参加人数 研修・セミナーの目的達成度(参加者アンケートによる理解度チェック等) 発行物配布数 教育プログラムの参加人数、普及率 技術習得者数
国際会議、 政策提言	国・地域の施策の変更 管理・維持・遵守の合意	提言回数、会合回数 メディア掲載回数 SNSのフォロワー数
調査研究	収集データ・レポートの活用(引用事例) 政策や世論への影響(何か変わるか)	調査回数、調査面積、データ収集件数 調査レポート、HPでの結果公表など

上位目標

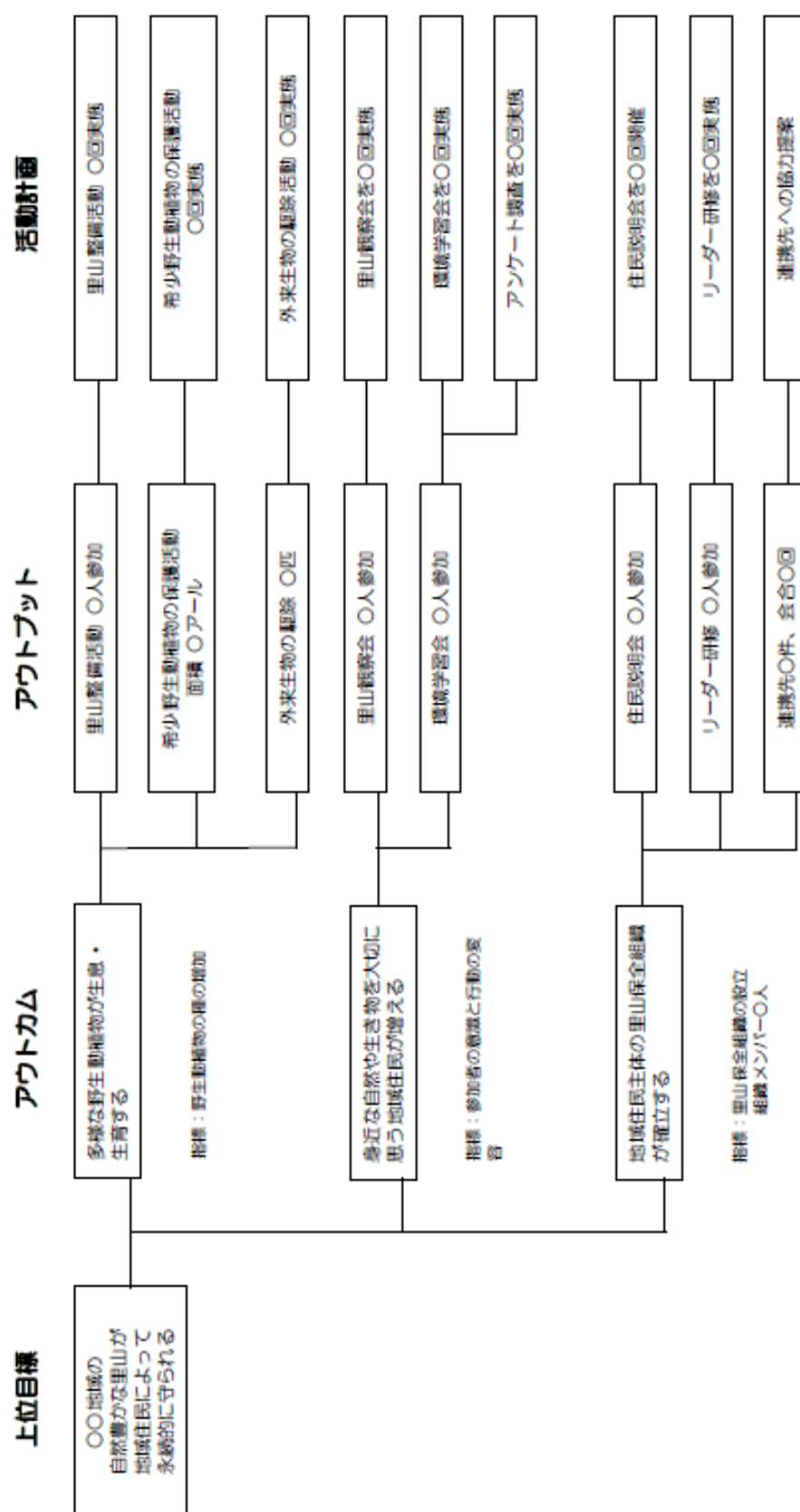
アウトカム

アウトプット

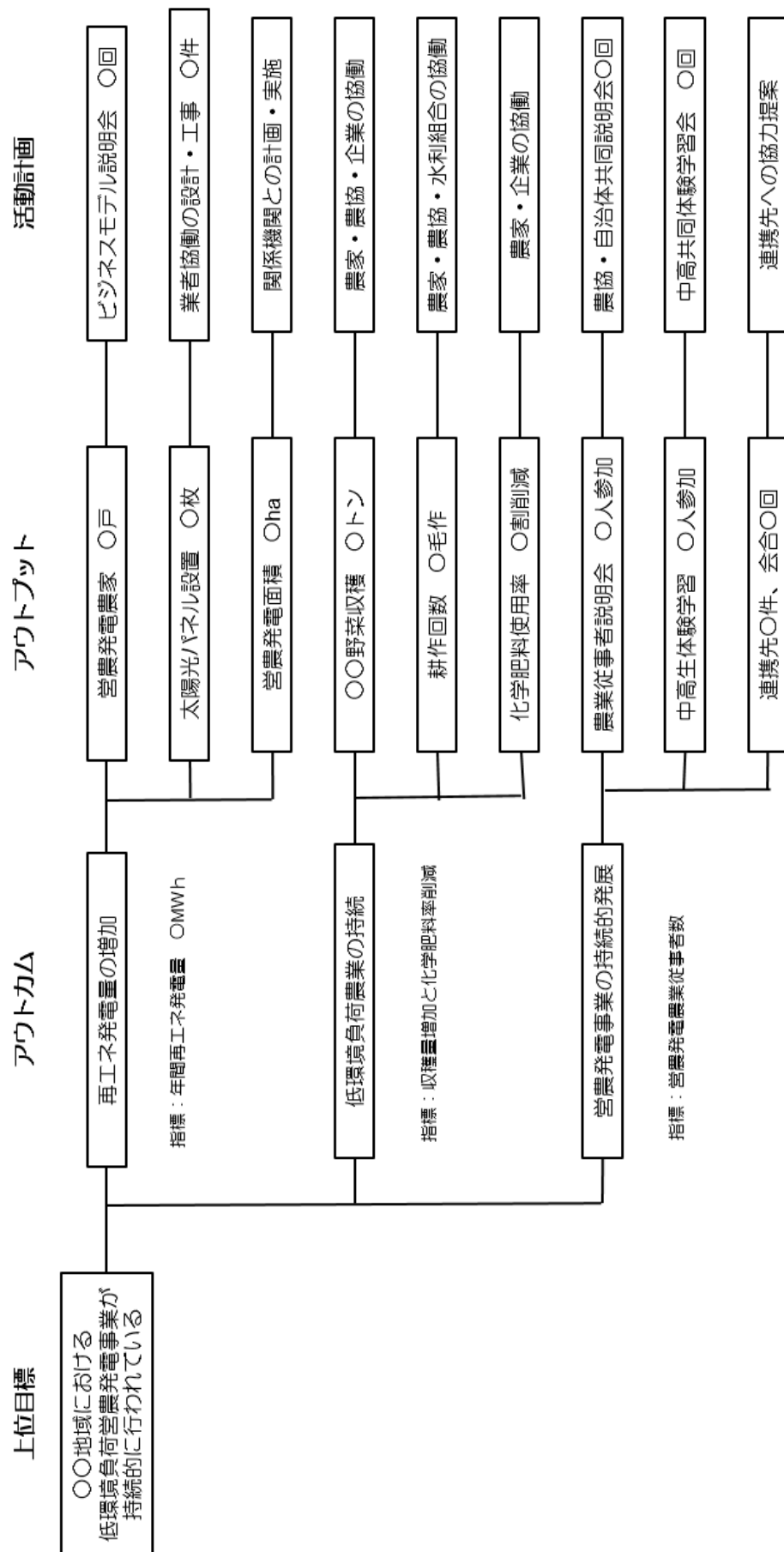
活動計画



参考 ○○地域における里山保全活動のロジックモデル



参考 ○○地域における低環境負荷営農発電普及活動のロジックモデル



地球環境基金は、国からの出資金、個人や企業、団体からの寄付金で造成されています。2024年度は、延べ1,237件、約18百万円のご寄付をいただきました。地球環境基金へのご支援に対して、厚く御礼申し上げます。ご支援いただいた企業や団体のリストにつきましては、以下のとおりとなります。
(五十音順・敬称略)

【企業】

アールビーシーコンサルタント株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、
MS & AD ゆにぞんスマイルクラブ、浅香工業株式会社、イーパートナーズ株式会社、
井村屋グループ株式会社 経営戦略室、嬉野温泉病院 芸術療法科、HR Tech Management 株式会社
S Gホールディングス株式会社、大塚実業株式会社、
奥野製薬工業株式会社 デジタル戦略統括部マーケティング戦略室、
オリンパス株式会社 日本地域統括 社会貢献担当、オリンパス株式会社、神奈川精機株式会社、
株式会社REJ、株式会社アイスクリーム、株式会社朝日フィナンシャルグループ、株式会社AZent
株式会社ATARAYO、株式会社Another works、株式会社Izu、株式会社イニシエート、
株式会社AIDAO、株式会社エースランドリー 総務部、株式会社s.create、
株式会社FIS ソリューションズ、株式会社CARDS、株式会社感動経済社、
株式会社Career Direction、株式会社グラン・ラフィネ はるな薬局 宝塚店、
株式会社グラン・ラフィネ はるな薬局 なごみ店、株式会社ゴーズウェル、
株式会社Konnect-link、株式会社Sacco、株式会社ジャスティス、株式会社ジャパングリエイト、
株式会社SPIRITS、株式会社橘フォーサイトグループ、株式会社タニタ、
株式会社タマガワイーサポート、株式会社ちきゅうのうたげ、株式会社Tsunagari、
株式会社Dooox、株式会社ドローン・フロンティア、株式会社日本情報マート、株式会社HAP、
株式会社日比谷花壇、株式会社ボーダレス・ジャパン、
株式会社マグノリア・スポーツマネジメント、株式会社宮城運輸、株式会社MEIMON、
株式会社ユナイテッドウィル、株式会社ReGo、CarpeDiem 株式会社、協栄産業株式会社、
キリンホールディングス株式会社、gooddo 株式会社、サンクルーズ株式会社、
ZuMy 株式会社、税理士法人エンパワージャパン、ツアン・システム有限会社、
續特許事務所、Digital Entertainment Asset Pte.Ltd.、東芝プラントシステム株式会社、
鳥取ファーマーズガーデン、名古屋ハイウェイ株式会社、日本紙通商株式会社、
パナソニックエレクトリックワークス社、早川果樹園 代表 早川 建一、
Beautiful Life College、ファミリーマート八王子甲州街道店、ポケットカード株式会社、
三菱UFJニコス株式会社 商品開発部ポイントサービスグループ、有限会社メディカルライフ、
リテル株式会社

【国・地方公共団体】

朝日町役場、斑鳩町役場 住民生活部 環境対策課、一般財団法人環境イノベーション情報機構、
指宿市役所 市民生活部 環境政策課、愛媛県総合科学博物館、大牟田市役所、
春日部市役所 環境政策課、桜川市役所 市民生活部 生活環境課、
つがる市役所 民生部市民課環境衛生係、富士市役所

【その他】

一般社団法人全国燃料協会、岩倉市環境フェア２０２４実行委員会、エコプロ２０２４、かわかみ薬局福祉医療の里店、かわかみ薬局行橋厚生病院前店、かわかみ薬局泉中央店、環境団体交流会、環境広場さっぽろ２０２４、きょうといきものフェス２０２４、公益財団法人山形美術館、こども霞が関見学デー２０２４、社会福祉法人ゆあみ会
特定非営利活動法人 WARP－LEENET 井上 チイ子、日本リ・ソイル工業協同組合
梅花女子大学 茶道部、ロハスフェスタ実行委員会

【企業連携プロジェクト】

一般社団法人日本釣用品工業会

《問い合わせ先》

独立行政法人環境再生保全機構
地球環境基金部地球環境基金課



TEL : 044-520-9505

FAX : 044-520-2192

E-mail : kikin_youbou@erca.go.jp

ホームページ : <https://www.erca.go.jp/jfge/>

《要望書類の提出方法》

要望書の提出は「地球環境基金助成金申請システム」にて受け付けます。

提出方法については以下のウェブサイトをご覧ください。

URL : <https://jfge.erca.go.jp>